

製造物責任に関する一考察

岩
田
誉

目次

序

第一章 製造物責任法の原点

I、製造物責任の法的根拠

II、製造物責任の発生以前の状況

III、製造物責任の発生と成立

第二章 製造物責任法の提言

- I、製造物責任法要綱試案について
- II、アメリカ合衆国の製造物責任法

第三章 判例法の時代

- I、判例の変遷
- II、テレビ発火事件
- III、判例の分析と到達点

第四章 製造物責任法の成立

- I、E C理事会指令について
- II、製造物責任法の内容
- III、製造物責任法制定の意義

第五章 製造物責任の現状

- I、製造物責任法適用外の肯定判例
- II、製造物責任法適用外の否定判例
- III、製造物責任法適用判例
- IV、現状の判例分析

第六章 残された課題

- I、製造物責任法の問題点

II、将来の課題

終わりに

はじめに

一九九九年六月三〇日、名古屋地裁において製造物責任法施行後、我が国最初の製造物責任法に基づく判決が出た。偶然にも製造物責任法が施行されてちょうど四年が経過しようとするまさにその日であった。

製造物責任法は、欠陥製品事故についてその製品を作った製造業者に対する損害賠償責任を認めるための要件を、従来の「製造業者の過失」から「製造物の欠陥」に変更することを基本的な内容とするものである。欠陥製品による事故の被害者にとっては、従来の「製造業者の過失」を立証する必要がなく、代わって「製造物の欠陥」を立証することですることになり、このことは加害者の過失と損害との因果関係を証明するよりも製品の欠陥と損害との因果関係を証明することの方が容易であると一般的に考えられていたので、被害者にとっては自身の立証責任の負担が軽減され救済が行われやすくなるはずであった。

しかしながら、製造物責任法施行後において丸四年間も判決が出なかったのは、誠に不思議なことである。原因としては様々なものが考えられるであろう。例えば、被害者の泣き寝入りや裁判外の和解による解決が挙げられる。このことに対しては、川島武宣氏が「日本人の法意識」(岩波新書)の中でその理由を述べている。^①この理由づけには

様々な議論のあるところだが、どちらにしても、日本社会が訴訟をあまり利用しないという結論は疑いようの無いものである。

そして、そのことに加えて製造業者側の思惑も働いているとも考えられる。それには、製造業者側の訴訟での賠償額や裁判費用などの金銭的な理由、訴訟に要する時間といった理由が挙げられる。あるいはまた、製造業者が製造物責任法適用第一号となることを恐れているとも考え得る。すなわち、製造業者はマスコミの報道による悪い意味での社会的な注目を受け、そのことによって企業イメージのダウン、それに伴う売上の減少を招くという対外的ダメージを恐れているからである。

結局、今まで製造物責任法適用の判決が出なかったのはこれらが互いに作用していたからであり、これによりただでさえ少ない訴訟の件数をさらに少なくして判決まで至らなかったと考える。

そうした状況で製造物責任法適用の最初の判決が出たことは、社会的に製造物責任というものに関心が集まり、そこから製造業者・消費者の意識にも微妙な影響を与えることに注目しなくてはならない。つまり、製造業者にとっては、判決の内容を検討し製造物責任を踏まえた処理をすることにより訴訟を避けるように動くこと、あるいは反対に、製造物責任法適用第一号が出た後であれば適用第一号に比べて社会的注目が小さくなることから製造業者が無理に和解に応じることがせず積極的に争うことも考え得るであろうし、また、PL保険に加入することでのリスク分散を取ることとも考えられるであろう。

また一方、被害者（消費者）にとっては、製造物責任を理解することによって泣き寝入りするケースが減少し、訴訟に訴えるケースが増加することが考えられる。さらに、訴訟には至らないまでも製造業者に対しては、これまでよりも積極的な責任の追求が行われることは想像に難くは無い。

このように考えると、製造物責任に基づく裁判が現状のように年間三・四件ということで推移して行くことは考えづらい。むしろ最初の判決が一種のアナウンス効果を生み、そのことにより被害者（消費者）が積極的な提訴または裁判外和解を要求してくること、また、製造業者も積極的に争うことが予期され、それに伴い製造物責任法適用の裁判が増加し、近い将来製造物責任法に基づく問題がより重要になってくると予期できる。だからこそ、製造物責任法に基づく初めての裁判所の判断が出たことにより、製造物責任がどんなものであるかということに今改めて注目して見る必要がある。製造物責任という概念がなぜ発生したのか、また、これまで製造物責任法ができるまでどんな方法で問題が処理され、どんなことが問題として残ってきたのか、そして製造物責任法が制定され従来と比較して変化があったのかなかったのか、変化があったとすればどこがどう変化したのかなどを検討する必要がある。そうしたことを検討することによって、製造物責任の現状を良く知ることができ、さらに、近い将来に問題となるであろう点についても指摘することができる。

以上のことを踏まえたうえで、この論文の中では、製造物責任の概念の発生から製造物責任法制定の流れまでを注意深く見つめ、併せて最新の判例を用い製造物責任の現状を明らかにしていく。そして、製造物責任の現状を明らかにしたうえで近い将来問題となるであろうことも併せて指摘していくものとする。

(一) 川島武宣氏は、「日本人の法意識」（一九六七年、岩波新書）の中で、日本人が訴訟をあまり行わないことに対する理由付けとして以下の事柄を挙げている。日本人は権利意識が欧米各国に比較して相対的に低く、そのため訴訟を好まない国民性を有しているのである。この考え方は、「日本異質論」又は「日本独自論」などと呼ばれており、その理由付けとして日本人の特異性を挙げる。但し、その理由付けについては妥当な部分と妥当でない部分が混在しており完全ではないので、この論争には触れないでおくことにする。他にも、訴訟には時間とお金がかかる、大企業を訴えることの困難性、日本法の救済

方法が被害者の要求にこたえていないことを挙げている。

第一章 製造物責任法の原点

製造物責任法は一九九四年六月二日に成立し、同年七月一日に公布され、一年後の一九九五年七月一日施行された。この製造物責任の目的とは、製造物責任法第一条によると、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係わる被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めることにより被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することにあるとされている。

この法律により、我が国の製造物責任がそれまでとってきた伝統的な過失責任から欠陥を責任要件とする厳格責任へと大きく変化した。このことは、アメリカ合衆国が厳格責任を採用してから三一年、ヨーロッパ連合が厳格責任を採用してから九年遅れるものであった。

では、日本が従来 of 法律による処理をやめ、なぜ海外で採用されていた法律の処理方法を新たに取り入れたのだろうか。そこに至るまでに、従来 of 処理ではどこにどの様な問題があって、それに対してどんな方法で対処されていたのか。さらに、製造物責任という概念はどのように発生し、どのように発展してきたのか。あるいは、新たに海外から取り入れて作られた法律の内容はどんなものであったのだろうか。このことに注目して、第一章ではまず製造物責任法の原点からその発展（主に製造物責任法要綱試案の発表まで）に焦点を当てていくことにする。

I、製造物責任の法的根拠

製造物責任は、英米法で用いられていた *manufacturer's liability* あるいは *product liability* の用語を日本語訳したものであり、「生産物責任」、「製造（業）者責任」、「製造者の責任」とも呼ばれており、その定義付けには若干差異が見られる。北川善太郎・植木哲氏は、「製造物責任とは、商品の生産、流通、販売の一連の過程に関与したものがその欠陥によって惹起された生命、身体、財産権そのほかの権利に対する侵害より生じた損害を最終消費者や利用者もしくは第三者に対し賠償すべき義務を負うことを言う。」と述べている。²⁾

有泉亨氏は「生産物に思わぬ瑕疵ないし欠陥があつて、購入者又は消費者もしくは賃借人等（以下単に購入者と言う）が身体・生命を侵害され、又は財産上の損害を被ることがある。あるいは使用方法を誤つて同様の損害を被ることがある。さらにまた損害が購入者の家族や被用者、顧客その他の第三者に及ぶことがある（以下購入者を含めて消費者と言う）。これらの場合に被害者はその物の製造者、製造者から消費者への流通過程の担当者などに対して、損害の賠償を請求することができるであろうか。できるとすればどのような要件を満たしたときに可能であろうか。この種の問題に答えるのが生産物責任論（*products liability*）である。」と述べている。³⁾

加藤一郎氏は、「製造者の製造した製品が、小売業、またはディーラーを通じて消費者または利用者に販売された場合に、その製品の瑕疵によって消費者らが受けた人身被害ないしは財産損害について製造業者が負う責任である。」⁴⁾と述べている。

各学者によって若干の違いこそあれ、概ね意味的には同じことを指しているように受け取れる。

一方、裁判例の中にも製造物責任を定義づけているものがある。東京高判昭五〇年六月三〇日判決では、「製造物

責任とは、ある商品の消費者または利用者その他の者が、その商品に欠陥があったため人的・物的損害を受けた場合、これらの者と契約関係のない製造者・卸売業者らが右欠陥を理由に直接被害者に対し損害賠償責任を負うことをいう。⁽⁵⁾と定義づけている。

次に、製造物責任の法的根拠としては、従来民法第七〇九条と民法第四一五条、民法第五七〇条等の法律構成⁽⁶⁾が挙げられていた。

不法行為を規定する民法第七〇九条で製造業者の責任を追及する場合には、製造物によって損害を受けたこと、製造物に欠陥がありこのことに関して製造業者に過失が認められること、欠陥と損害発生との間に因果関係があることを立証することにより、製造業者に対する損害賠償を認め被害者の救済を図る。被害者にとっては、製造業者との間に直接の契約関係がなくても責任を追及できる点で裁判上主張しやすいという利点があり、裁判においては最もよく主張されている。しかしながら、被害者が立証責任を負わされるため、製造業者の過失把握の困難性・因果関係の立証の困難性といった不利も抱える。これに対しては、学説・判例が過失要件の客観化・抽象化・高度化を行うとともに、因果関係の立証について経験則、蓋然性説あるいは事実上の推定を導入することによって改善を図ろうとしてきた。

契約責任を規定する民法第四一五条・民法第五七〇条は、被害者と製造業者との直接の契約関係に注目して被害者の救済を図る。

まず民法第四一五条に関しては、製品からの損害を製造業者の債務不履行と考えると、製造業者に対して責任を追及する。被害者にとっては、不法行為と違って証明責任が転換されているので救済を受けやすいという利点がある。しかしながら、被害者には製造業者との直接の契約関係が必要とされるため、契約関係のない製造業者に対しては適用

できないという不利も抱え、結局この場合には民法第七〇九条の適用を考えることになる。

次に、民法第五七〇条に関しては、製造業者との瑕疵担保責任により売買の目的物に隠れた瑕疵がある場合には、契約の解除や損害賠償の請求をすることによって被害者の救済を図る。被害者にとっては、瑕疵担保責任が製造業者の過失の有無を問うことなく責任を追及できる無過失責任であることから、救済を受けやすいという利点がある。しかしながら被害者には二つの問題点を抱えることになる。

一つには、民法第四一五条を根拠とする場合と同じく、被害者と製造業者との直接の契約関係を必要とするため、契約関係がない製造業者に対しては適用できない場合がある。

二つには、瑕疵担保責任の損害賠償の範囲が製品の価額に限られるとした場合に、被害者は欠陥製品から被った身体・生命・財産上の損害を十分に補填できないことがある。⁷⁾これは、製造物の瑕疵によって生じたとされる損害の範囲を信賴利益に限られると解するか、あるいは履行利益にも及ぶと解するかによって生じる差異である。通説は、瑕疵担保責任を法定責任と解して、賠償範囲は信賴利益に限るとしており、一方判例は、対価制限説をとったもの、信賴利益説をとったものに分かれている。⁸⁾損害賠償の範囲を信賴利益と解すれば、消極的な契約利益の賠償に限られることになり十分な損害賠償を得ることはできないが、一方履行利益と解すればすべての損害に及ぶことになり、二つの問題はそもそも生じないことになる。

以上ここでは製造業者への責任追求の法的根拠を見てきたが、ここでの構成がふさわしいかは一概には言えない。どの構成を採用するかは個別の事件ごとに検討し、そこでは被害者の救済に最も資する構成を考えることが重要であると考ええる。

(2) 北川善太郎・植木哲「製造物責任の諸問題(1)責任の性質」 唄孝一・有泉亨編現代損害賠償法講座四 医療事故・製造物責任二七九頁(一九七四年、日本評論社)。

(3) 有泉亨「生産物責任論—沿革と比較」 唄孝一・有泉亨編現代損害賠償法講座四 医療事故・製造物責任二三五頁(一九七四年、日本評論社)。

(4) 加藤一郎「製造物責任」 注釈民法(19)一三四頁(一九六五年、有斐閣)。

(5) 東京高判昭五〇年六月三〇日判タ三三〇号二八七頁。

(6) この他にも民法第七一七条、債権者代位、保証責任、無過失責任、付随義務違反の法律構成が挙げられた。

民法第七一七条を根拠として考える場合には、「土地ノ工作物」との文言に物の危険性において共通であることを理由として、自動車・薬品といった製造物も「土地ノ工作物」として拡張解釈することになる。このことは、「土地ノ工作物」という文言を無理に拡張解釈する場合もあるため、根拠とするには訴訟上問題がある。また、責任追及において製造業者自身が占有者・所有者の地位に立つことは極めて稀であった。

したがって、製造物責任に関しては、民法第七一七条を根拠とすることができるのは限られた事由にのみ用いることができるに過ぎないと評価できる。よって上記の理由から民法第七一七条を根拠とすることは困難が伴う。

債権者代位を根拠として考える場合は、生産と消費の關係が、当事者間の債権債務關係の連鎖でつながっていることから、直接の契約關係にたない当事者の契約關係の連鎖を債権者代位によって処理を図ろうとする。

裁判の中でこの主張がされたのはわずか三件であって、そのうち岐阜地大垣支判昭和四八年二月二七日(判時七二五号一九頁以下)のみ部分的に認められた。この債権者代位を根拠とする場合には、債務者の無資力要件が問題となり、必ず使える方法ではないところに問題がある。

保証責任を根拠として考える場合には、製造業者が最終消費者に対して製品を生産・販売したことを理由として明示の品質保証の有無にかかわらず、製品の品質・性能については、一般的な黙示の保証が与えられていると考え、その違反に対しては債務不履行的な責任を負うと解釈する。

付随義務違反を根拠として考える場合には、信義則という一般原則を既存の権利義務關係の發生の根拠に用いることになる。実際に、被害者が保証責任を主張する場合(東京地判昭五三年八月三日(判時八九九号四八頁)、神戸地判昭五五年三

月一七日（ジュリスト七二二一三頁）もあつたが、裁判所は被害者の主張を一般的な無過失責任の主張と解したうえで、実体法上の根拠を欠くとして認めてはいなかつた。

一方、付随義務違反に関しては正面から認めてはいないが、判決文中に付随的な義務等々の文言を述べていることはあつた（例えば、神戸地判昭五三年八月三〇日（判時九一七号一〇三頁）が挙げられる）。

この二つの考え方は、債権債務の発生が明文の規定を欠くなど法的根拠を欠き、裁判実務に採用されにくい弱点を抱えていたので、適切とは言えない。

無過失責任を根拠として考える場合には、危険責任・報償責任によることになる。危険責任とは、危険を作り出したものはその結果について責任を負うべきであるとの考え方にに基づき、危険の創出という原因を生じさせた危険物の管理者に損失を負担させることにより事故の抑制と損失の分散を図る考え方である。報償責任とは、利益の帰する所に損失もまた帰すべきであるとの考え方にに基づき、事業を行うことにより利益を拡大している以上はそのリスクも負担すべきであり、これは民法第七一五条の使用責任に見られる考え方である。

この二つの考え方を根拠として被害者は、製造物に欠陥が存在したこと、損害の発生と製造物の欠陥との因果関係があることを立証できれば、製造業者の過失の有無を問うことなく製造業者に対する損害賠償が認められることとなる。そして、この無過失責任を根拠とする場合には、製造業者に賠償資力がある点、欠陥製品の防止可能性がある点、損失の分散ができる点など欠陥製品の損害賠償においては非常に優れているが、但し根拠となる規定がないのを解釈論で補うことができるかが問題となる。実際、被害者が無過失責任を主張する裁判が多かつたが、これに対する裁判所の対応は無過失責任を認めなかつた（例えば、静岡地判昭五四年七月一九日（判時九五〇号二四一頁）、広島地判昭五七年二月二日（判時九二〇号一九頁）等が挙げられる）。

無過失責任を根拠として主張することは、一方で、被害者の立証責任の負担の軽減から被害者の救済が図られやすくなるという観点に立てばとても望ましいことであると言えるが、またその一方で、前述した実体法上の根拠となる規定が無いにもかかわらず安易に解釈論だけで無過失責任を認めることは重大な問題がある。

加えて民法第七〇九条が過失責任主義を採用していることに鑑み総合的に判断すると、特別法の規定があるならともかくないのであれば、結論的には無過失責任を採用するべきではなかつたと考へる。

(7) これと同様の指摘は、高木多喜夫・不完全履行と瑕疵担保責任(改訂)・民法総合判例研究(23)(一九九八年、一粒社)、徳本伸一「製造物責任」谷口・加藤(二)編 新版民法演習(4)二五一頁(一九八〇年、有斐閣)、高森八四郎「瑕疵担保責任と製造物責任」現代契約法大系二巻一四六頁(一九八四年、有斐閣)がある。

(8) 我妻栄編 債権各論中巻一(民法講義V―II)二七二頁(一九五七年、岩波書店)、柚木馨編 注釈民法(14)一六九頁以下(一九六六年、有斐閣)。なお、瑕疵担保責任を一種の債務不履行責任として考える立場(北川善太郎・植木哲「製造物責任の諸問題(1)責任の性質」根孝一・有泉亨編現代損害賠償法講座四 医療事故・製造物責任三二六頁(一九七四年、日本評論社)もある。

(9) 加藤雅信「売主の瑕疵担保責任」森島昭夫編 民法II(判例と学説)一七五、一七七頁(一九七七年、日本評論社)。

II、製造物責任の発生以前の状況

製造物責任という概念がいつ発生したのかを遡って考えてみると、そもそも日本において製造物責任という考え方が登場したのはわずか四〇年前であった。既にその頃のアメリカやイギリスにおいては製造物責任という法理がある程度確立され、欠陥製品による事故に対してある程度対処できていた。

それに引き換え当時の日本においては、原則として不法行為責任や債務不履行責任・瑕疵担保責任といった契約責任等の過失責任原則に基づいて製造業者などに損害賠償請求を追求していた。以前のように、生産性が低くそして製造業者が製品を少量生産しているときには、製品の構造も製造過程も比較的高度でなく、かつ流通機構も複雑ではない。さらに消費者は、個別の商品に注目して購入に際しての自らの判断理解が可能であり、また製造業者と消費者との間に立場の互換性があった。こういった時代には、製品の欠陥について製造者の過失があった場合だけに製造業者に対して責任を追求できるとしても双方にとって不公平を生じさせないと考えることも可能であった。

しかしながら、その後の急速な科学技術の進歩や流通機構の複雑化によって生じた大量生産・大量販売・大量消費の到来は、わたしたち消費者を豊かにしてくれる一方で、大規模で深刻な欠陥製品事故を引き起こした。この場合において、被害者である消費者にとっては、高度な科学知識を必要とする過失の立証には著しい困難を伴うことから、必然的に従来の過失責任原則に基づく被害者の救済は難しくなってしまった。そしてこの場合には、製品の構造・製造過程が高度になり、かつ流通過程も複雑になったことにより、購入に際しての消費者の判断理解が不可能となり個別の製品に注目できなくなる。購入時に説明書を読むにも完全に理解できる訳ではなく、ただ使用方法と取り扱い上の注意、その製品の効用などを理解するに止まる消費者がほとんどであろう。これは、消費者がどんなに頑張っても注意を払っても注意が及ばないことを意味する。また消費者は、缶ジュース・ペットボトル・冷凍食品のような一目見ただけでは製品の欠陥を自己判断できない状況におい込まれることが多くなり、製造業者の製品を信じることでしかできなくなった。更には、大量生産・大量販売・大量消費の流れは製造業者の巨大化と集中をもたらし、これにより企業ブランドなるものが前面に出るようになった。それはマスメディアなどで広告活動を積極的に行うことで製品のイメージを向上させ、それにより直接の契約関係のない消費者の販売意欲を駆り立てて消費者に製品を購入させることになり、このことは上記と同様に消費者に製品そのものの判断理解を不可能とした。それに加えて、製造業者と消費者との間の互換性も無くなってしまった。

こうした状況で、製品の欠陥について製造業者の過失があった場合だけに製造業者に対して責任を求めることができることは、消費者にとって著しく不公平を生じさせることとなった。そしてこの社会的背景に対して、判例や学説が従来の過失責任原則において被害者を救済するために、製造業者の注意義務を高度化するなど解釈論に基づく努力を重ねてきたが十分に満足できるものでは無く、従来の不法行為責任によって解決するには限界があった。

そこで当時アメリカ合衆国で発展していた製造物責任の法理に注目し、日本で採用されていた従来の過失責任原則の枠内における解釈論ではなく、アメリカ合衆国で採用されていた嚴格責任に基づく製造物責任を責任原則として取り入れるべきだとする主張がなされるようになり製造物責任という概念が発生した。このことから、今回の製造物責任法はアメリカの製造物責任の影響を強く受けていると言われている。

以上が製造物責任の発生以前の状況に関するものであり、これより先は製造物責任の概念に関する具体的な事例を検討していくこととする。

Ⅲ、製造物責任の発生と成立

我が国で製造物責任の概念が発生したのはわずか四〇年ほど前であったことは既に述べたが、この概念の発生の原因となったのは、主に昭和三〇年代以後に発生した四つの大規模な製品事故（森永砒素ミルク事件・サリドマイド事件・スモン事件・カネミ油症事件）である。これ以前にも製品事故に関しては、有毒酒精を販売した薬種卸売業者に対する小売人の損害賠償請求を認容した事例¹⁰やグアノフラシ点眼薬を使用したことにより眼瞼白変症が発生した事例¹⁰があったが、当時は製造物責任という概念が存在していなかった為に単なる不法行為の一事例として処理されていた。

この頃までの状況を見ると、裁判で争われているのは現行民法が想定している類型の不法行為事件がほとんどであり、この類型には入らない異質な不法行為事件はごく稀であったこと、またその規模も四つの製品事故に比して小さいことが窺える。そして、その後この状況を大きく転換させたのは、昭和三〇年代以後に発生した四つの製品事故を契機としてであった。

このことを踏まえたうえでここでは、前述の製造物責任の概念の発生に大きな影響を与えた社会的背景について検討するために、四つの事件を中心として取り上げていくこととする。

まず森永砒素ミルク事件とは、乳児用ドライミルクに砒素が混入していたことを原因として、これを飲んだ乳児が砒素中毒に罹患したという事件であり、一九五五年（昭和三〇年）六月頃から岡山県・広島県等で発生し、被害者約一二〇〇〇人、死者六九三人に達する我が国最初の大規模な欠陥製品事故であった。¹²⁾

この事件の被害者たちは「森永ミルク被災者同盟全国協議会」を結成し、森永乳業に対して補償請求を行ったが、進展しなかった。その間に「五人委員会」という補償問題に関して意見書を作成する第三者委員会が作られ、そこで被害者に対して「森永粉乳中毒事件の補償等に関する意見書」¹³⁾が一九五五年（昭和三〇年）二月一日に発表された。その内容は、森永乳業が被害者に対し道義上・習俗上の責任として死亡者に各二五万円、患者に各一万円を贈呈するものというものであった。ここで贈呈とあるのは、五人委員会がこの意見の中で「法律上の責任」に触れないことを明言した¹⁴⁾からであり、このことにより被害者が森永乳業の法的責任を追求する手段を事実上奪われた。それは、追加贈呈金の受領証の中に請求権放棄条項が含まれていたからであり、これにより民事訴訟を提起した人々を除いては見舞金の支払いという形で問題が片付けられてしまった。その後一九七三年（昭和四八年）に再度訴訟が提起されたが、その年の一月二三日に被害者側と森永乳業との間に和解が成立し、一九七四年（昭和四九年）四月二五日には森永砒素ミルク事件の被害者の恒久救済事業を行う財団法人「ひかり協会」が設立され一応事件の解決をみることとなった。

次に、サリドマイド事件とは、当時睡眠剤・鎮静剤・胃腸治療剤の成分として使用されていたサリドマイドに催奇形性があつた（この当時は副作用が全くないとされていた）ことから、これを妊娠初期の妊婦が服用したことを原因

として、当該妊婦がその後の出産により先天性上下肢欠陥（いわゆるアザラシ子）やその他の奇形児を出産したという事件であり、一九五八年（昭和三十三年）から被害が発生し、一九八一年（昭和五十六年）の和解成立時における累積患者認定総数は三〇九人（厚生省調べ）に上った。¹⁵⁾

この事件に関しては、一九六三年に名古屋地裁、一九六四年に京都地裁、一九六五年に東京地裁とそれぞれ訴訟が提起され全国八カ所で争うことになるが、その後サリドマイド訴訟原告団と厚生省・大日本製薬との間に和解が成立し、一九七四年（昭和四十九年）二月七日にはサリドマイド児の福祉事業を行う財団法人「いしずえ」が設立され、森永砒素ミルク事件と同様被害者救済に充てられることとなった。

ここまでで注目すべき点は、サリドマイド事件と上述した森永砒素ミルク事件が判決を待つことなく和解として決着を見たのは、当時の社会的背景の変化によるところが大きいと考えられることである。つまり、森永砒素ミルク事件とサリドマイド事件が発生した以前は、日本の社会的背景として製造業者に対して厳格な責任を課すということはそれほど必要とされていなかった。むしろ、産業の育成・復興という名の下に製造業者を手厚く保護する一方で、その対局に立つ消費者にはある程度の犠牲を強いても日本の経済的な発展を図っていくとする姿勢が見受けられた。そのため当然製造物責任という概念が日本に発生する下地が無く、また、この場合には製造業者に対して一般的な不法行為の類型で訴訟を提起したところで、被害者にとって十分に責任を追及することができる状況には無かったといえる。現にこれは、森永砒素ミルク事件の徳島の刑事事件の無罪判決、その後の岡山の民事事件を取り下げた頃まで読み取ることができる。¹⁶⁾

しかしながら、事件の発生がマスコミで大きく取り上げられることにより、学者・消費者・政府に製造業者の義務と責任について考えさせ、また様々な方面からの政府に対する働きかけが活発にあったことから、こうした流れに待っ

たを掛けることとなった。このことにより、少しずつではあるが製造業者に対する責任追及を認める方向に進み始め、同時に政府・裁判所は被害者救済に向けて製造業者と被害者との和解による解決を模索し始めた。そして、これ以後の大規模な製品事故に関して政府・裁判所は和解による解決を進めて行くこととなり、その後森永砒素中毒事件やサリドマイド事件では和解による解決により全面的に被害者の救済が図られていくこととなった。

次にスモン事件とは、一九五五年（昭和三〇年）頃から山形県・三重県等を最初にその後全国で発生した事件である。被害者の症状は、下痢、激しい腹痛等の腹部症状に始まり、下肢の知覚障害、運動障害、視力障害を伴う神経疾患（スモン病）が発生し、症状が重い場合には日常生活の基本的能力を奪われ死に至ることもあった。この原因は、その後整腸剤として使われていたキノホルムによることが判明し、一九七〇年（昭和四五年）に販売停止とされた。一九八八年（昭和六三年）の厚生省調べでは、過去からの累積認定患者総数は六四五九人、死因を必ずしもスモン病に限定しないすべての死を含む死亡患者数は一六二〇人に達した。

被害者たちは、一九七一年（昭和四六年）の東京地裁への訴の提起を皮切りに順次全国で国・製造業者（武田薬品工業、日本チバガイギー、田辺製薬）等に対して訴訟を提起し、最終的には和解や勝訴判決を獲得した。裁判では、製薬会社に対して高度の注意義務を認め、さらに国の責任も認めた。また、地裁判決（判決の順に金沢¹⁸、東京¹⁹、福岡²⁰、広島²¹、札幌²²、京都²³、静岡²⁴、大阪²⁵、前橋²⁶）のすべてが被害者の勝訴に終わったことで、一九七九年（昭和五四年）九月一五日には被害者と製造業者との間で和解確認書の調印がなされて一応の解決を見た。

次にカネミ油症事件とは、一九六八年（昭和四三年）頃から西日本を中心として発生し、それはカネミ倉庫という会社が製造販売した食用のライスオイル（米むか油）にPCB（ポリ塩化ビフェニール）が混入したことを原因とし、被害者が当該製品の使用に関して顔が黒ずむ等の色素沈着等の皮膚症状その他の被害を被った事件であり、一九八八

年（昭和六三年）の厚生省の調べでは、認定患者は一八六〇人、死亡者は一四二人を数えた。

この事件では、ライスオイルの製造過程で熱媒体として使われているPCBが本来製品に混入するとは考えられないことから、裁判ではその混入経路を巡って争われた。また、製造業者であるカネミ倉庫に十分な資力がなかったため、PCBの製造業者である鐘淵化学工業と国の責任も問題となった。一九六九年（昭和四四年）の訴訟の提起以後主にピンホール説²⁷、工作ミス説²⁸が唱えられたが最終的には工作ミス説が有力となり、最後の福岡高裁判決²⁹では工作ミス説を採用して鐘淵化学工業の責任を認めなかった。

この事件は最終的には最高裁の段階で和解による決着が図られた。その内容は、鐘淵化学工業の責任がないことを認めること、鐘淵化学工業は被害者に対して各三〇〇万円を基準とする見舞金を支払うというものであった。

ここで注目するべき点として、主にスモン事件とカネミ油症事件が予見可能性の判断基準、過失責任の判断基準、因果関係の認定方法、国の賠償責任と製造業者等の過失責任との関係、損害賠償額の算定方法で昭和五〇年代以降に言い渡された判決の先例となっていることである。

また、この四つの事件以外にも一九七五年（昭和五〇年）までにはいくつかの重大な欠陥製品事故が発生していた。例えば、ストレプトマイシン、コラルジル、クロマイ、クロロキン、筋短縮症等の薬害事件や欠陥車事件の訴訟がそうである。これと同時に規模が比較的小さい数多くの欠陥製品事故も発生しており、これ以降急激に製造物責任が問われていくこととなった。

以上述べた事件の発生は、大規模な欠陥製品事故が、その当時の日本でとられていた伝統的な不法行為法では適切な解決が図るのが難しいことを露呈する結果となった。

また、一九七五年（昭和五〇年）までに出された裁判例を分析してみると、以下の特徴があげられる。

一つには欠陥製品事故が卵豆腐事件⁽³⁰⁾を除いて単発的であること、二つには法的根拠として不法行為責任をとるもの⁽³¹⁾、債務不履行責任をとるもの⁽³²⁾、瑕疵担保責任をとるもの⁽³³⁾、使用者責任をとるもの⁽³⁴⁾、土地工作物責任をとるもの⁽³⁵⁾、国家賠償法をとるもの⁽³⁶⁾と様々な法的根拠に基づいて損害賠償責任を請求していった。このことは、被害者が種々の事情を考慮した上で合理的な選択を行ったからであると考えられ、これにより損害賠償責任を追求された責任主体は、製造業者だけではなく販売業者、工事請負業者、修理業者、国にも及んでいた。

また、この時期までに製造物責任の法理に基づいたと考える判例⁽³⁷⁾や過失の一応の推定が行われたと考える判例⁽³⁸⁾が出されていることは注目に値する。

- (10) 大阪控訴院判決昭七年二月一日法律新聞一三八六号二頁。神戸地裁判決大十五年二月一日法律新聞二六四二号二二頁。
- (11) 東京地判昭三〇年七月一四日下民集六卷七号一四四〇頁。
- (12) 加藤雅信「現代不法行為法学の展開」一三五頁以下（一九九一年、有斐閣）以下三つの事件の統計的資料はこれによる。
- (13) 加藤一郎「不法行為法の研究」一七〇頁以下（一九六一年、有斐閣）。
- (14) 加藤一郎「不法行為法の研究」一九二頁（一九六一年、有斐閣）。
- (15) 木宮高彦「公害概論」四七三頁以下（一九七四年）によれば、一九五八年から一九六三年の間に九三八人が生まれ、三三八人が死産で、生後の死亡率も高く、生存推定者一九七人との記述がある。なお、一九六二年にサリドマイド剤の販売停止および回収がなされているが、サリドマイド児出生の最後は、一九六六年二月であった。
- (16) 徳島地判昭三八年一〇月二五日下午刑集五卷九・一〇号九七七頁、判時三五六号七頁、西原道雄「信賴の原則と予見可能性—食品事故と交通事故とを対比させつ—」ジュリスト五五二号「特集・森永ミルク中毒事件判決」三〇頁（一九七四年）。
- (17) 朝日新聞一九五六年四月二四日朝刊七頁、朝日新聞一九六四年四月二日夕刊六頁。
- (18) 金沢地判昭五三年三月一日判時八七九号二六頁。

- (19) 東京地判昭五三年八月三日判時八九九号四八頁。
- (20) 福岡地判昭五三年一月一日判時九一〇号三三頁。
- (21) 広島地判昭五四年二月二日判時九二〇号一九頁。
- (22) 札幌地判昭五四年五月一日判時九五〇号五三頁。
- (23) 京都地判昭五四年七月二日判時九五〇号八七頁。
- (24) 静岡地判昭五四年七月一日判時九五〇号一九九頁。
- (25) 大阪地判昭五四年七月三十一日判時九五〇号二四一頁。
- (26) 前橋地判昭五四年八月二日判時九五〇号三五頁。
- (27) この説は、脱臭缶内の閉鎖系蛇管(循環パイプ)内にPCBの加熱によって塩化水素ガスが発生し、蛇管内の水分によって塩酸が生成し、それによってパイプが腐食して六号脱臭缶にピンホールが生じ、そこからPCBが漏出してライソオイルに混入したとする説である。
- (28) この説は、カネミ倉庫が一九六八年一月二十九日に一号脱臭缶の隔測温度計保護管先端の溶接をしたさい、カネミ倉庫従業員の作業ミスによって同缶内の循環パイプに穴があき、その穴からPCBが漏出しライソオイルに混入したとする説である。
- (29) 昭和六一年五月十五日判時一一九一号二八頁。
- (30) 岐阜地大垣支判決昭四八年二月二七日判時七二五号一九頁。
- (31) 東京地判昭三〇年七月一日四日下民集六卷七号一四四〇頁、東京地判昭三五年七月一九日訟務月報六卷九号一六九六頁、長野地松本支判昭四〇年十一月一日判時四二七号一一頁等。
- (32) 前橋地高崎支判昭四七年五月二日判時六八七号八八頁、岐阜地大垣支判昭四八年二月二七日判時七二五号一九頁。
- (33) 福岡地久留米支判昭四五年三月一六日判時六一二号七六頁、東京地判昭四六年二月九日金判三〇〇号五頁。
- (34) 千葉地判昭四六年三月九日判時六四二号五一頁、長野地松本支判昭四六年四月二八日判時二六三号二四二頁、京都地判昭四九年一月二九日判時三三二二号二二六頁。
- (35) 奈良地葛城支判昭四三年三月二九日判時五三九号五八頁、横浜地判昭四五年四月二五日判時六一二二号六八頁、松山地判昭四八年二月一九日判時七〇八号七九頁。

(36) 福岡地判昭四六年二月一四日判タ二七一号一一八頁、大阪地判昭四九年四月一九日下民集二五卷一一四号三二五頁。

(37) 東京地判昭四六年二月九日金判三〇〇号五頁。

(38) 京都地判昭四九年一月二九日判タ三二二号二六頁。

第二章 製造物責任法の提言

第一章で述べた社会的背景とアメリカ合衆国における製造物責任の発展が紹介されることにより、学者や実務家の間で製造物責任に対する関心が高まり、その結果、製造物責任に対する提言を行ったり、シンポジウムを開催するなりして日本への製造物責任の導入の可能性を探っていった。

そこで以下ではまず、一九七五年（昭和五〇年）に製造物責任研究会によって発表された「製造物責任法要綱試案」³⁹を検討することによって、第三章での当時の社会的背景・判例の流れを検討する際の参考とする。また、この製造物責任法要綱試案は、当時のアメリカ合衆国の判例法やヨーロッパにおける製造物責任の導入の動き等を見ながらまとめられ、その後の製造物責任法制定に多大な影響を与えていることが窺われるので、第四章で製造物責任法の内容を検討する上でも有意義なものである。

I、製造物責任法要綱試案について

上述したとおり、この当時の社会的な背景からさまざまな提言がなされていた。その中から、特に製造物責任法の

制定に多大な影響を与えていると考えられる製造物責任法要綱試案を検討していくことにする。

製造物責任法要綱試案の構造は、第一章総則、第二章損害賠償責任、第三章損害賠償措置及び保障事業の一四の条文と付記からなる。

第一条では目的に関する規定を置き、消費者の保護を図ること目的としている。

第二条では定義に関する規定を置き、第一項で「製造物」、第二項で「製造者」、第三項で「欠陥」を定義づけている。

第一項では、「製造物」を流通過程に置かれたすべてのものとする一方で、自然産物のうち何らの加工をしないものについては除外することも考えられるとしている。なお、この定義からは不動産も製造物責任の対象となり、随分と広く製造物を捉えていることが認識できる。

第二項では、責任主体たる「製造者」について第一号で製造業者、第二号で製造物に商標その他の標章又は商号その他の自己を表示する名称を付して業としてこれを流通させる者、第三号で輸入業者の三つを規定している。第二号はその表示が製造業者としての表示に限定されていないから、これも広く捉えられていると認識できる。責任主体に関しては、第一〇条一項でも製造業者以外に責任を負うものについて規定しており、第一号では販売業者・賃貸業者、第二号では製造物に欠陥を生じさせた運送業者・倉庫業者、第三号では製造物に欠陥を生じさせ又は点検すべき欠陥を看過した修理業者をそれぞれ製造業者等に準ずる責任を負うと規定している。さらに第一〇条二項では、第一項の者が被害者に賠償金を支払った場合の製造業者に対する求償に関する規定も定めている。

第二条三項では「欠陥」に関する規定を置き、欠陥を製造物の通常予見される使用に際し、生命、身体又は財産に不相当な危険を生じさせる製造物の瑕疵と定義づけている。このことから、欠陥の有無を判断する基準として幾つか

の基準の中から危険効用基準を採用していると考えられ、強くアメリカ合衆国の影響を受けていることが窺える。ここでは、この「不相当な危険」をどう解釈するかで欠陥の有無を判断することになるから、「不相当な危険」をある程度明確に述べておく必要があったのではないかと考える。これは、上述の製造物の欠陥に関しての適正な判断という観点だけでなく、法的安定性、予見可能性、明確性といった観点からも必要とされるであろう。そうした観点に立ちこの「不相当な危険」の解釈を考えると、森島昭夫氏の考え方は一つの参考になると考えられる。また、(注)で欠陥の有無の判断に際して、製造物に関する表示及び警告を考慮することが記されている。

第三条では無過失責任を規定し、保護される者を自然人の生命・身体又は財産に限定している。
第四条では、責任主体が複数あった場合にそれらの者が連帯して責任を負うことを規定している。

第五条では、欠陥に関する規定であり、第一項で欠陥の存在に関する推定規定、第二項で欠陥の存在の時期に関する推定規定を置いている。

第一項では、製造物を適正に使用したにもかかわらず、その使用によって損害が発生したこと、かつその損害が適正な使用により通常生じ得べき性質のものでないことを被害者が立証できたなら、その場合には製品の欠陥の存在を推定するとしている。これは、事実上の推定則 (*res ipsa loquitur*) という当時アメリカ合衆国で判例上・実務上利用されていたものの影響が窺われる。

第二項では、損害発生の際に製造物に欠陥が存在したこと、かつ相当な使用期間内において損害が発生したことを被害者が立証できたなら、製造物には製造業者の手を離れたときに欠陥が存在していたことを推定するとしている。

第六条では、製造物に欠陥が存在すること、その欠陥によって生じうべき損害と同一の損害が発生したことを被害者が立証できたなら、その損害が当該製造物の欠陥から発生したものであるという因果関係の存在を推定するとして

いる。

この第五、六条では、その当時多くとられていた民法第七〇九条による不法行為的構成と比較して被害者側の因果関係の立証の負担が軽減されている点が注目される。

第七条は、民法第七二二条二項の過失相殺の規定の特則として規定されている。ここでは、被害者に重大な過失があった場合、あるいは被害者が欠陥を知りながら製造物を使用した場合には、裁判所が損害賠償の責任及びその金額を決定する際にこのことを斟酌することができるとしている。この第七条は、民法典の過失相殺と比較して、過失相殺の対象が被害者の重過失に限定されていることから製造業者の過失相殺が認められない点で被害者にとって有利になっていることが窺える。また、被害者が欠陥を知りながら製造物を使用したことを免責・損害賠償の減額事由にしていることから、当時アメリカ合衆国の判例法でとられていた危険の引き受けの法理（危険への接近の法理）を取り入れたことも窺える。この法理は、製造物責任法要綱試案が発表される以前の日本の裁判所でも採用していると見受けられるものがある。⁴²⁾

第八条では、製造物責任の保護の対象となる損害のなかで、生命又は身体に対する損害に関して製造物責任に基づく損害賠償請求権を制限する特約は無効であることを規定している。この条文は、民法第九〇条の公序良俗に反する法律行為を無効とする考え方の⁴³⁾影響や、製造物責任の下で損害賠償責任の制限・免責特約を無効あるいは制限する判例を形成していたアメリカ合衆国の影響が窺える。

第九条では、民法第七二四条と同様に三年間の短期消滅時効と、二〇年間の長期消滅時効を規定している。ここで注目すべき点は、長期消滅時効の起算点が民法第七二四条では不法行為時とするのに対し、第九条ではその起算点を損害の発生時としていることである。これにより、事例によっては製造物責任法要綱試案のほうが起算点が遅くな

る場合が発生し、このことは被害者の救済にとって大きく寄与する結果となることが考えられる。また、(注)として消滅時効を一〇年間とすることを考える旨も記している。

第一〇条は第二条で触れこと以外には、第一〇条に該当するものが被害者に対して損害賠償をした場合の製造業者に対する求償権は、損害を賠償した日から一〇年で消滅時効にかかることを規定している。

第一条では、製造物責任法要綱試案に規定のないものは民法典の規定によることを定めている。

第二条では、政令で定める一定の製造業者は損害賠償措置を講じなければ、その製造物を流通過程に置くことができないことを規定している。

第一三条では、前条の損害賠償措置の種類を、第一四条では、損害賠償保障事業をそれぞれ具体的に定めている。付記では、訴訟制度の改善・新たな制度の設置が提言されている。

以上、製造物責任法要綱試案を見てきたことから次のようなことが認識できる。

一つには、製造業者等の責任の強化が挙げられる。これは製造業者に無過失責任を課した点、責任主体としての製造業者を広く捉えている点からも窺える。また、推定規定が置かれたことで損害の発生に際し当該損害を発生させ得る他の要因が併存してしまった場合には、製造業者が自己に損害発生を立証しなければ免責されないことになり、これは従来と比較して製造業者には免責を得るのが難しくなると考える。

二つには、被害者救済に資するための工夫が随所に見られることである。製造業者に比して製品の知識・資力に乏しい消費者が、欠陥の存在の有無や損害と欠陥との因果関係を立証するには著しい困難と負担を伴うものであるから、これを解消する意味でも第五・六条の推定規定を置いたのには大変意義のあるものである。また、訴訟手続きの改善を通じて被害者が製造物責任を追求しやすいようにする試みも見受けられる。

こうして製造物責任法要綱試案を見てきたわけだが、これは当時の社会情勢により多くの人の注目を集めた。しかしながら、これが公表された後立法化ということには至らなかった。その原因としては、立法を前提として立法権限をもつ機関から研究を委託されて作成されたものではなかったことから立法の推進力となる力量に欠けていたこと、あるいは経済低迷のはじまり・製造物責任法の登場によって経済的負担を恐れる産業界がこの「要綱試案」に強い反対の姿勢を示したことなどが挙げられているが、当時の状況をみると後者の産業界の強い反対が主な原因であると考えられる。

こうした事情から製造物責任法の制定への機運は、EC指令が出されて以降まで待つこととなるのだが、裁判に与える影響は大きなものがあつた。製造物責任法要綱試案発表以後は、被害者がほとんどの場合に民法第七〇九条に基づいて訴訟を提起していることから、製造物責任が概ね定着してきたと考えられる。また、これ以後の裁判例も製造物責任という概念を受け入れて判決を下していること、特にスモン事件・カネミ油症事件の判決が出されて以降は裁判所が次第に製造業者等に対して実質的に無過失責任の判断に接近して行く傾向すら見受けられる。

こうしたことから、立法化には至らなかったがこれ以後の判例による製造物責任の発展に大きく寄与していったことを考えると、この製造物責任法要綱試案の果たした役割は非常に重要なものであると評価できる。

(39) 森島昭夫「製造物責任法要綱試案について」NBL一〇〇号一頁以下（一九八八年）。

(40) 欠陥の有無の判断の基準には主に①危険効用基準②消費者期待基準または通常人期待基準③安全性欠如基準などがある。

(41) 森島昭夫「製造物責任法要綱試案について」NBL一〇〇号九頁（一九八八年）『一般的に言えば、その製品の効用に比して危険がアンバランスに大きい（被害発生頻度が高い、または被害の程度が大きい）場合が、不相当に危険な場合といえるであろう。また他に同様の効用をもつ安全な製造物（代替物）がある場合には、より危険性のある製造物には不相当な

危険があるといえるであろう。』。

(42) 名古屋地判昭四七年一〇月一九日判時六八三号二頁、大阪地判昭四九年二月二七日判時七二九号三頁。

(43) なお製造物責任法要綱試案の発表以前にもこのような特約を無効としたものがある。大阪地判昭四二年六月二二日下民集一八卷五・六号六四一頁、東京地判昭四九年七月一六日判時七五九号六六頁。

(44) 森島昭夫「製造物責任の発展(1)―製造物責任問題の展開」加藤(一)〓竹内編・消費者法講座一 一一二頁(一九八五年、日本評論社)。

II、アメリカ合衆国の製造物責任法

上述したように、日本で大規模な欠陥製品事故により多数の被害者が発生し大きな社会問題となっていた当時、既にアメリカ合衆国では製造物責任の学説・判例が目覚ましく発展しており、被害者にとって非常に有利な状況が確立されていた。この時期に発表された製造物責任法要綱試案が、欠陥製品事故の被害者の救済のためにアメリカ合衆国の判例法理を多く取り入れたのはこうした事情によると考えられ、日本に多大な影響を与えていると評価できる。そこで、これ以下ではアメリカ合衆国の製造物責任の判例法理について検討する。そして、これは同時に第三章以後で日本にどんな影響をもたらされたかを知る手掛かりともなる。

アメリカ合衆国の製造物責任の判例法理の発展を分析してみると、①製造業者と被害者との契約関係の要件の破棄、②過失責任から厳格責任への転換という発展の経緯が読み取れる。特に②に関しては第二次世界大戦以後急速に発展してきたことである。そこで、最初に契約関係の要件に関して、次に過失責任から厳格責任への流れについて検討していくことにする。

①製造業者と被害者との契約関係の要件に関しては、最初、製造業者と被害者との間には契約当事者関係がない

(lack of privity) から、その前提となる注意義務 (duty to care) は存在しないということを理由として、被害者は直接の契約当事者関係のある製造業者以外は責任追及ができないこととされていた。この考え方は、一八四二年にイギリスで出された *Winterbottom v. Wright* 事件⁽⁴⁶⁾を参考にしたものである。

この事件は、郵便馬車を運転していた被害者が、当該馬車の欠陥によって道路に投げ出され負傷した事故で、当該馬車を製造し郵政省に対して賃貸した製造業者に対して *negligence* (過失責任) に基づき損害賠償請求をした事件であった。ここで問題となったのは、被害者が責任を追及する場合には被害者と製造業者との間に契約当事者関係が必要であるとする、救済される被害者の範囲が非常に限定されるということである。

こうした考えを修正する判例として出てきたのが、一八五二年にアメリカ合衆国で出された *Thomas v. Winchester* 事件⁽⁴⁶⁾である。

この事件は、被害者の夫が薬局で購入してきた薬剤を被害者が服用したところ、重大な副作用により被害者が損害を被った。なおこの薬剤は、製造販売業者が毒物に誤ったラベルを張るにより薬剤として薬局に販売していたものであり、被害者と製造販売業者との間に契約当事者関係はなく、*negligence* (過失責任) に基づき損害賠償を請求したという事件であった。

判決では、過失責任に基づく請求をする場合には原則として契約当事者関係を必要とするが、人の生命・身体に対し本来的に危険なものである場合については、被害者と製造業者との間に契約当事者関係がなくても製造業者は被害者に対して注意義務を負うことを示した。

このことにより鉄砲 (この当時までに既に例外として認められていた) ・毒薬等が本来的に危険なもの (*inherently dangerous*) として例外的に契約当事者関係を必要としないこととなり、これは製造業者の責任を厳格に契約上の責

任のみに限定する方針の転換を図るものである。その後この例外は、食品・薬品・武器・爆発物一般等に次第に拡大されていった。

この後、一九一六年にアメリカ合衆国で出された *MacPherson v. Buick Motor Co.* 事件⁽⁴⁷⁾ の中で *Cardozo, J* 裁判官がこの本来的に危険なものという要件を必要としないことを主張するに至った。

まず、この事件は被害者が販売業者から購入した自動車を運転中に車輪が壊れて車外に投げ出され負傷したという事故で、契約当事者関係のない当該自動車の製造業者に対して *negligence* (過失責任) に基づいて損害賠償を請求したという事件であった。

そこでの *Cardozo* 裁判官の意見は、これまでのように毒物・爆発物等に限定することなく不注意に製造されれば、人の生命・身体に不当な危険を及ぼすことが確実に予見されるような物についても契約当事者関係を有無を問わずに当該自動車の製造業者は注意義務を負うというものであった。

この *Cardozo* 裁判官の意見により、過失責任においては契約当事者関係は全く必要とされることが示され、そこから欠陥製品が不当な危険を被害者に与えているならば、被害者は製造業者に対して損害賠償を請求できるとの考え方が確立されていった。

次に、②過失責任から厳格責任への流れについて検討する。まず、厳格責任へ流れには大きく分けると二つの流れがあり、一つには契約当事者関係の存在を前提とする保証責任の発展、二つには契約当事者関係の存在を必要としない不法行為責任の発展である。

保証責任 (*warranty*) とは、動産の売主が買主に対して商品を引き渡したときに、当該商品の性質に関する表示が事実に反していた場合に買主に対して負う責任であり、売主の善意・悪意、過失の有無を問わない無過失責任である。

保証責任が問題となった事件として、一九三二年の *Baxter v. Ford Motor Co.* 事件⁽⁹⁾がある。

この事件は、割れても粉々にならない風防ガラスであるとの製造業者の明示の保証を信頼してディーラーから自動車を購入した被害者が、当該自動車を運転中ガラスに小石が当りその破片が目には刺さったことで失明に至った事件である。ここでは、製造業者が明示の保証 (express warranty) を契約当事者関係にない被害者に対してした場合に保証責任が認められるかが問題となった。

判決では、食品の判例を引用して明示の保証の向けられた相手に対しては契約当事者関係を問うことなく保証責任を負うとし、これにより明示の保証がなされた場合には契約当事者関係は不要となった。

次に、一九六〇年には、黙示の保証責任 (implied warranty) が問題となったものとして *Henningsen v. Bloomfield Motors, Inc.* 事件⁽¹⁰⁾があった。

この事件は、製造業者が製造しディーラーに卸した自動車を被害者の夫がディーラーから購入した (保証責任を制限する特約がついていた) ところ、被害者が当該自動車を運転中にハンドルをとられて道路標識等に衝突し負傷したため、製造業者・ディーラーに対して保証責任・過失責任に基づき損害賠償を請求した事件である。ここでは、製造業者が黙示の保証を契約当事者関係にない被害者に対して負うのか、また保証責任を制限する特約を有効とするのが問題となった。

判決では、製造業者と契約当事者関係にないものによって製品が使用される状況で欠陥のある製品が製造され、人の生命・身体に危険が及ぶ場合には、当該欠陥製品の製造業者は黙示の保証責任を契約当事者関係のない者に対しても負い、また保証責任を制限する特約は当事者の力関係から見て均衡でない場合には無効とするとした。

このことにより、製造業者等による製品の黙示の保証は、流通経路の最終的なところに位置する最終購買者、そし

て当該製品を使用することが合理的に予期できる最終購買者の家族等にも及ぶこととなった。この段階に至り、保証責任においては契約関係の有無、明示・黙示の有無を問うことなく、被害者は製造業者等に対して責任を追及できるようになったことから、その内容としてはほとんど無過失責任と差異のないものとなった。しかしながら、保証責任は違反の通知義務・免責約款などの問題があり、なお被害者には不利な部分が残されていた。

次に、不法行為責任の発展についてみると、判例では過失責任の原則をとりながらも因果関係の立証では事実上の推定 (*res ipsa loquitur*) を用いて被害者の立証責任の負担を軽減することが図られてきた。それは、一九四四年に出された *Escola v. Coca Cola Bottling Co.* 事件^⑧である。

この事件は、レストランの従業員として働いていた被害者が、コカコーラの瓶を冷蔵庫に入れようとしていたところ突然その瓶が破裂して負傷した事故で、製造業者に対して *negligence* (過失責任) に基づいて損害賠償を請求した事件である。

判決では、製造業者が事故原因となったものを排他的に支配していること、事故が製造業者に過失がない場合には通常発生すると考えられないものであることを被害者が証明できたなら製造業者の過失が推定されることを示し、そして事故の原因を瓶内のガスの圧力の高さ、瓶の欠陥のいずれかにあるとして製造業者の責任を認めた。

なお、この判決の中でこうした動きとは別に、製造業者等の過失の要件を必要とせず、製造物の欠陥により生じた損害を製造業者に負担させることにより被害者の救済を図ろうとする厳格責任を主張する意見も出てきた。Taynor 判事の意見がそうである。

彼の意見は、判決に賛成しつつも、一方で過失が存在しない場合にも市場に出された欠陥をもつ製造物が人の生命・身体に対してもっている本来的な危険を最も効果的に減少させると考えられる者 (製造業者) に責任を負担させるこ

とが理にかなっていることを述べ、損害の防止・損害の分散においては製造業者等に責任を負わせるのが最善であり、製造業者に厳格責任を課することを主張している。

その後、一九六三年に出された *Greenman v. Yuba Power Products, Inc.* 事件⁵¹では、正面から厳格責任を認めた。この事件は、被害者の妻が小売店から電動大工道具を購入して被害者にプレゼントし、その後被害者が当該道具を使用していたところ、当該道具に取り付けられていた板が飛び出して被害者の額に当たり負傷したものであり、被害者は当該道具の製造業者・販売業者に対して保証責任・過失責任に基づき損害賠償を請求した事件である。ここでは保証責任の通知義務を果たさなかった被害者の請求をどう扱うかが争点となった。

判決では、意図された用途にとつて危険であるような製品の設計・製造上の欠陥によって利用者が被害を受けた場合には製造業者が厳格責任を負うべきであり、保証責任の通知義務が果たされたか否かは厳格責任を左右しないことを述べ、保証責任から契約的要素を排除した。

これにより契約関係の有無、過失の有無に関係なく製造業者が被害者に対して不法行為上の責任を負うとするアメリカ合衆国の製造物責任の法理が確立した。

以上述べたように厳格責任が認められ、その後一九六五年には第二次不法行為法リステイメント (Restatement of the Law, Second, Torts) の四〇二条 A 案の中に取り込まれたことにより、以後多くの州に厳格責任が広まってきた。

また、因果関係の立証に関しては、先に述べた事実上の推定をとる判例だけでなく、加害者の特定が困難な場合において被害者の立証責任を加害者側に転換した一九七四年の判例⁵²や、加害者側に立証責任を転換して、加害者側が自己に責任のないことを立証できなかった場合には、損害の原因となった当該製品の市場占有率に応じた責任 (market-

share liability)を負うとした一九八〇年の判例⁽⁵³⁾が出され、被害者による因果関係の立証責任が随分と緩和されていることが窺える。

ただ、一九八〇年の判例には批判的な裁判所が多くあまり受け入れられていない。それは、これらの判例理論に行き過ぎがあるからだと考えられる。実際にその後の判例⁽⁵⁴⁾では、この行き過ぎた判例理論に待ったをかけている。

このように厳格責任の導入と被害者による因果関係の立証責任の緩和は、後者において行き過ぎが問題となっている⁽⁵⁵⁾けれども、製造業者と被害者との間にもはや公平性・立場の互換性がなくなっている社会状況に鑑みれば、全体的な方向性としては望ましい傾向であると考える。

- (45) 152 English Reports 402 (1842).
- (46) 6 New York Reports 397 (1852).
- (47) 111 North Eastern Reporter 1050 (1916).
- (48) 12 Pacific Reporter 2d series 409 (1932).
- (49) 75 American Law Reports 2d series 1 (1960).
- (50) 150 Pacific Reporter 2d series 436 (1944).
- (51) 13 American Law Reports 3d series 1049 (1963).
- (52) Anderson v. Somberg, 338 Atlantic Reporter 2d series 1 (1974).
- (53) Sindell v. Abbott Laboratories, 163 California Reports 132, cert denied, 449 United States Reports 912 (1980).
- (54) Feldman v. Lederle Laboratories 479 Atlantic Reporter 2d series 374 (1984).
- (55) リチャーズ・ウィットナー＝松本恒雄訳「転換期のアメリカ不法行為法—製造物責任の改革を中心として—」民商九五巻六号八〇六頁以下。また松本恒雄「アメリカ合衆国における製造物責任法理の発展と立法の対応(1)(2)」広島法学七巻三号一

六四頁（一九八四年）、同一〇卷三三三頁（一九八七年）参照。

第三章 判例法の時代

深刻化する欠陥製品事故に対して製造物責任法要綱試案が提案されたが、これは第二章で述べたように当時の社会的背景から立法化が見送られた。そのため製造物責任法制定の論議は、EC理事会会指令発表以後の導入に向けての動きが本格化するまで待つこととなった。それまで製造物責任は、専ら学説・判例による法的な解釈論により運用されており、このことから製造物責任法が制定されるまでの期間を「判例法の時代」⁵⁶⁾として分析することができる。

以下この第三章では、法的な解釈論がどのように発展していったのかを判例を中心にして検討していく。そしてこの過程では、一連の欠陥製品事故の重要な先例となったと考えられるスモン事件、カネミ油症事件を中心として薬品・食品事件をとり上げていく。また、製造物責任法が制定される直前に出されたテレビ発火事件は、一九九九年一二月現在、製造物責任として裁判で争われている一八件⁵⁷⁾に多大な影響を与えることになると考えられるので、別個に検討する。

そしてこれらの事件を検討することで、製造物責任法制定までの判例の変遷から判例の到達点を示し、併せてこれを第五章での製造物責任法制定以後の判例との比較対象に使うものとする。

(56) 加藤雅信「製造物責任規範とその問題点(1)」判タ三六一号七頁（一九七八年）。

(57) PL法を活かし、情報公開法の制定を求める関西連合会「PL法・情報公開ニュース」第三三三三頁以下（一九九九年）。

Ⅰ、判例の変遷

一九七五年以降の欠陥製品事故に対する被害者の責任追及の根拠としては多くが民法第七〇九条の不法行為によって行われ、その中では製造業者等の過失が問題となっていた。従って、ここからは主に「過失」を巡っての判例の変遷を時代をおって検討していく。

「過失」については、製造物の欠陥から製造業者等の過失を推定する方法から、製造物の欠陥から直接製造業者等の過失を認定する方法へと移行してきた。これはスモン事件、カネミ油症事件等の薬品・食品事件に顕著に見受けられる。

まず、前者の過失推定論については、福岡カネミ油症判決⁵⁶⁾、金沢スモン判決⁵⁷⁾、福岡スモン判決⁵⁸⁾がこの構成を採用している。裁判所は以下のような構成を採って製造業者等の責任を認めている。要約すると、欠陥製造物（食品・医薬品）を摂取あるいは服用したことで人の生命・身体に被害が発生した場合には、製造物の特性から鑑みてその被害の発生という状況だけで欠陥製造物を製造・販売した製造業者等の過失が強く推定され、そのため製造業者等は、特に製造業者等に要求されるよりもっと高度で厳格な注意義務をもってしても予見不可能であったことを立証できない限り、欠陥製造物の存在から製造業者等の過失が推定されるとの認定を覆せないことを述べている。

このことから、これらの裁判の中で被害者の立証責任の負担を従来より大幅に緩和し、そのことから被害者に救済を受けやすくする裁判所の工夫が窺え、このことは率直に評価して良いと考える。

しかし、これに対しては淡路剛久氏がこれらの事件を過失推定論でなく、製造業者等の過失を直接認定できなかつたかを指摘しており⁵⁹⁾、詳細な事実認定によっても解決を図る余地があったことを示している。

一方、後者のように製造物の欠陥から直接過失を認定しているものとしては、一連のカネミ油症判決やスモン判決（上記の福岡カネミ油症判決、金沢・福岡スモン判決を除く）があり、他の裁判でもストマイ事件・クロロキン事件・筋拘縮症事件等でもこの構成を採っている。

カネミ油症事件では、小倉カネミ第一審判決⁶³が製造業者に対して高度の注意義務を負うことを示し、そしてその注意義務によって欠陥製造物により生じる損害の予見可能性を認め製造業者の過失を認定した。さらにPCBを製造業者に納入した鐘淵化学工業に対しては、当該会社が製造物の危険性等に関して調査研究し、製造業者に対してその使用方法についての適切な説明と警告をすべき注意義務を負うことを示し、そこから当該会社が製造業者にこの注意義務を怠ったことを理由として責任を認めた。

また、東京スモン判決⁶³では、過失とは予見可能性を前提とした結果回避義務であることを示し、そしてこの予見義務を前提とする予見可能性と結果回避義務に基づいて製造業者等の責任を認めている。

この二つの判例以降は、一連のカネミ油症事件とスモン事件が上述したような高度の注意義務を製造業者等に負わせることで製造業者の過失を認定していった。

ストマイ判決⁶⁵では、製造業者等の警告義務違反を認定し、さらにその控訴審⁶⁶ではそれに加えて製造物の特性によっては追跡調査義務違反が生じることを示し製造業者等の責任を認定した。

他にもクロロキン三判決⁶⁷や筋拘縮症三判決⁶⁸では、情報伝達義務違反・指示警告義務違反を認定して製造業者等の責任を認めている。

このことから薬品・食品事件については、判例は過失を推定するのではなく、製造業者に要求される注意義務を高度に解することによって過失を直接的に認定しようとする姿勢が窺われる。これは裁判所が薬品・食品の直接服用あ

るいは摂取する特性を考慮して、人の生命・身体に対しては絶対的に近い安全性を求め、また安全性の確保についてもより高度で厳格な注意義務を求めたからであると考えられる。

また、この判例の姿勢は四大公害事件の構成に非常に酷似する点も見受けられる。実際広島スモン判決⁶⁵では、「時々の最高の学問的水準をもってする医薬品の安全性確保のための強い注意義務を課せられるものといわねばならない。」と判示し、過失認定における注意義務に関し製造業者等にかなり厳しく責任を課すことを明らかにしており、これと同様の指摘が新潟水俣病判決⁷⁰や熊本水俣病判決⁷¹等にも見受けられる。そしてこれ以降の薬品・食品事件に関しても判例は概ねこうした流れを踏襲し、さらに発展させていった。

ここでの判例の姿勢をまとめてみると、製造業者等の過失を製造業者等の主観的な心理状態から予見可能性と結果回避義務を要素とする注意義務違反とし、さらにその注意義務違反を製造業者等が安全な製品を製造販売すべき義務を怠ったなどかなり抽象化した。そのことによって被害者の立証責任を大幅に緩和する姿勢を示し、これは概ね上述の欠陥製品事故の構成に共通して見られる傾向と同じである。

さらに判例は、製造業者等に対する予見可能性の大幅な拡張、結果回避義務の著しい高度化、過失の前提として製造物の欠陥（瑕疵）概念の導入などをするることによって、形式上は過失責任原則に基づいてはいるが実質的な内容としては無過失責任に近い判断を下すようになってきた。

このことから、判例は薬品・食品事件を製造物の特性に考慮して過失判断を客観化・抽象化・高度化することにより、製造業者と被害者との不公平な状況を改善していこうと動いてきており、また、個々の事件によっては実質上無過失責任に近い判断を下すことによって被害者の救済を図るのに腐心している跡が窺える。これは、欠陥製品事故が当該製造物の使用により構造的に深刻な被害を及ぼすこと、四大公害事件の性質と非常に酷似していることを考慮す

ると、一連の判例の姿勢は当然のことと言える。

しかしながら、カネミ油症判決²³でのPCBの混入経路の認定にあたっての事実誤認、個々の事件ごとに過失の認定にばらつきを生じていること等は、必ずしも法的な安定性が保たれているとは言えず、解釈論的にはややすっきりしないところがあることも併せて指摘しておく。

- (58) 福岡地判昭五二年一〇月五日判時八六六号二一頁。
- (59) 金沢地判昭五三年三月一日判時八七九号二六頁。
- (60) 福岡地判昭五三年一月一四日判時九一〇号三三頁。
- (61) 淡路剛久「製造物責任法の内容(2)―責任要件」加藤(一)・竹内編 消費者法講座二二四八頁(一九八五年、日本評論社)。
- (62) 福岡地小倉支判昭五三年三月一〇日判時八八一号一七頁。
- (63) 東京地判昭五三年八月三日判時八九九号一頁。
- (64) 小倉カネミ三陣一審判決と小倉カネミ二陣控訴審判決では、PCBの混入経路の判断が変更されたため鐘淵化学工業の責任は否定されている。
- (65) 東京地判昭五三年九月二五日判タ三六八号一七五頁。
- (66) 東京高判昭五六年四月二三日判タ四四一号一一八頁。
- (67) 東京地判昭五七年二月一日判タ四五八号一八七頁、東京高判昭六三年三月一日判タ六六六号九一頁、東京地判昭六二年五月一八日判タ六四二号一〇〇頁。
- (68) 福島地白河支判昭五八年三月三〇日判タ四九五号一六六頁、東京地判昭六〇年三月二七日判タ五五五号一二二頁、名古屋地判昭六〇年五月二八日判タ五六三号二〇二頁。
- (69) 広島地判昭五四年二月二二日判時九二〇号一九頁。
- (70) 新潟地判昭四六年九月二九日判時六四二号九六頁。

(71) 熊本地判昭四八年三月二〇日判時六九六号一五頁。

(72) 福岡地小倉支判昭六〇年二月一三日判時一一四四号一八頁、福岡高判昭六一年五月一五日判時一一九一号二八頁。

II、テレビ発火事件

一九九九年一二月現在争っている一八件の裁判のうち多くがテレビ・自動車等の欠陥製品事故である。これらの事故の特徴は、製造物が消費者の所有に帰したものであってもその構造上から内部は消費者の手の届かない、いわゆるブラックボックス的なものであり、このことから社会通念上その設置（維持）が適切に行われる限り、製造物に対して消費者は特段の注意を払うものあるいは危険の発生を甘受するべきものでないことが挙げられる。

従来判例は、この種の欠陥製品事故において、構造上の欠陥の認定、あるいは欠陥と損害との複雑な因果関係の立証を巡って他の欠陥製品事故の類型よりも被害者側に厳しいものとなっていた。そこで製造物責任法制定前のこの種の判例を検討することによってその到達点を探り、そこから第五章で同法制定以後も裁判となっている事件と比較するのに用いることにする。

以上の観点から、ここでは大阪地裁で平成六年三月二十九日出された松下テレビ発火事件判決²⁸⁾を中心としてこの種の判例を検討していくものとする。

最初に、この事件の概要について明らかにする。この事件は、被害者X（Aが代表を務める会社）がAから賃借し事務所として使用していたビルの一室（二階二〇一号室）の応接室内のカラーテレビ本体後部付近から昭和六三年三月八日一六時頃に火災が発生、その結果同事務所は焼損し、その真下のB店舗部分（訴外BがAから賃借してパブを

経営)が消火による放水のため浸水した。この火災に対し被害者Xは、従業員Dの目撃証言から、その原因は当時事務所の応接室内に設置してあった当該テレビ(製造業者によって昭和六二年六月製造され、同年七月訴外Cが購入し被害者Xに贈与された)からの出火にあるとしたうえで、被害者Xの事務所の焼損及びBに対して支払った賠償等(合計七十九万八〇〇〇円)の損害を被ったことを理由として、当該テレビを製造販売した製造業者Y(松下電器産業株式会社)に対してその賠償を求め訴えを提起したというものであった。

被害者Xはこの中で、通常の用法でテレビから発火するという、およそ消費者が通常期待する安全性からは明らかに外れる欠陥製造物を製造販売したことを理由として、製造業者Yは債務不履行(安全配慮義務違反及び品質保証責任)又は不法行為(安全性確保義務)に基づく損害賠償責任を負うと主張した。これに対して製造業者Yは、これまでに当該テレビの型式に関して発煙・発火事故の報告はないこと、通産省の型式認可により当該テレビの型式の安全性は保証されていること、当該テレビの型式(待機状態で電流が流れるすべての部分)に関して網羅的に短絡(ショート)・断線等の実験をしたが発煙・発火の可能性のないことを確認したこと等を理由として、当該テレビ本体が発煙・発火することはあり得ることではなく、むしろ火災の原因は、被害者Xの電源コードの異常使用又は不注意な取扱いに起因するコードの短絡(ショート)から生じたことであると主張した。

この事件に関する裁判所の判断には、概ね五つの点で注目すべきものがある。

一つには、テレビからの発火に関しての認定方法である。判決では、応接室内の北西角部分が出火場所であるとしたうえで、その場所には当該テレビとその台しかないこと、当該テレビが原型をとどめないほど焼損が激しいこと、また、当該テレビより激しく焼損したものがなく他に火災の原因となった具体的可能性のあるものを指摘できないこと等を理由として、これらの客観的焼損状況から強くテレビの発火を推定している。そして、これらに従業員Dの目

撃証言、消防士長の作成による火災原因損害調査報告書等を加えて考慮し、発火を認定している。

ここで注目すべきは、発火の原因として認定された当該テレビが火災直後に紛失していたことである。これまでは、被害者に原因究明義務が課せられていることから、当該テレビの紛失は結果的に被害者の敗訴を導いてきた。しかし本判決では、後述するように製造物に欠陥が認められれば製造業者の過失が推定され、その推定を覆すには製造業者において欠陥原因を具体的に解明し、当該製造物に欠陥がなかったことを証明しなくてはいけないとしている。だとすれば、製造業者にとって当該テレビの不存在は、反証するべき手段の喪失を意味する。逆に、被害者は従来と異なり、欠陥製造物が紛失したとしても細かい事実の積み重ねと証拠収集活動から事実認定が行われる限りは、十分に救済を受けられることが期待できる。このことから、本判決は製造業者に対して今後よりいっそう欠陥製造物の確保に務める必要性を示唆するものとなっている。

二つには、テレビの発火認定から欠陥を推定していることである。ここでは欠陥を「利用時の製品の性状が、社会通念上製品に要求される合理的安全性を欠き、不相当に危険と評価されれば、その製品には欠陥がある」というべきである。」と捉えて、かなり欠陥を抽象的に捉えている。学説には、欠陥の特定の程度を厳密に解し、認定に当たっては欠陥の具体的な特定を必要とする考えもあるが、学説の大勢は欠陥を抽象的に捉えることを容認し、この判決を支持するものとなっている。この判決を検討すると、薬品・食品事件の考え方がそれ以外の製造物にも及ぶことを示唆していると考えられる。

しかしここで注目すべきは、薬品・食品事件が欠陥を認定しているのに対し、この事件は欠陥を推定したところである。本判決が出火原因の事実認定において客観的な判断からテレビの発火を推定し、それにその他の事実を加えることで発火事実を認定し、そしてその事実認定をベースにしてさらに欠陥の推定を行っていることから、ここでは二

重に推定が働いていると考えられる。そうだとすると、推定からの事実をさらに推定していることとなるので、これにより救済を受けやすくなる被害者の立場からは従来よりもより一層進んだ判例であると評価することができる。

三つには、本判決が欠陥（欠陥原因）の存在時期に関する推定を行っていることである。本判決では、訴外Cが購入し被害者Xが使用開始してから火災発生まで八カ月しか経過していないことや改造・修理等がなされていないことに鑑みて、事故発生当時の欠陥の存在が立証されれば、その欠陥原因は流通に置かれた時点で既に存在していたものとしている。これは、製造物責任法要綱試案の第五条二項や後に第四章で述べるECC理事会指令第七条b号の規定を取り入れているものと考え得るし、また、製造物責任法が推定規定を設けずこの問題は裁判所の判断に委ねるとする姿勢を取ったことに鑑みると、本判決の態度は今後この問題に対する裁判所の立場を占ううえでの一つの有力な参考例となり得るであろう。

四つには、欠陥の推定から製造業者の過失を推定していることである。本判決では、製造業者が安全性確保義務を尽くす限りにおいて、欠陥原因を有する製造物が流通に置かれることは考えられないことから、製造業者に設計・製造の過程で何らかの注意義務違反があったと推定している。この事件以前にも、欠陥を媒介概念として用いることにより製造業者の過失を推定するという手法はカネミ油症事件とスモン事件¹⁸⁾にも見受けられたが、これらの事件の場合は損害を発生させた欠陥を具体的に認定していた。これに対し本判決では、損害を発生させた欠陥が明確に認定されていないにもかかわらず、製造業者の過失を推定しているところに特徴がある。

さらに本判決は、テレビが構造上被害者の手の届かないブラックボックス的のものであるとしううえで、製造業者の安全性確保義務に対してはテレビに合理的利用の範囲内における絶対的安全性を求めている。これに関しては、森宏司氏が「製造物責任における過失をきわめて抽象的な安全性確保義務違反であると構成した上で、テレビのような家

庭電器製品にはその性質上『合理的利用の範囲内における絶対的安全性』があると理解して、右の安全性確保義務違反を極めて高度かつ厳格なものと解したからであり、その根底にあるものは政策的判断であろう。したがって、このような絶対的安全性を要求できる限度で正当化されうるものであり、本判決の射程はその意味で限定される。」⁷⁶と述べているが、これには非常に疑問が残る。確かに、製造物の性質によって被害者の合理的利用の範囲内が異なり、そのことから利用状態・立証の難易度にも違いがあるであろう。但し合理的範囲内においては、製造物の性質に違いがあっても絶対的安全性に違いはないと考えるのが自然であるから、むしろこれは政策的判断ではなく法理論的に当然のことであると考えられる。だとすると、上述の森宏司氏の意見には賛同しかねる部分が存在する。

五つには、本判決は重層的に推定を駆使することにより具体的な発火原因の特定を必要とせず、また、製造物の欠陥から製造業者の予見可能性等の過失判断に触れることなく製造業者に何らかの過失を認め、さらにその欠陥から損害の発生までの因果関係を推定している。このことから、本判決は製造物責任を主観的要素を全く判断する必要がない抽象的・客観的な高度な過失責任として捉え、したがって実質的な、あるいは事実上の無過失責任として捉えていると考えられる。こう考えると、本判決は過失責任原則に則っていることを表明しながら、実質的な判断・判決内容においてはすでに過失責任原則を放棄し、この後制定される製造物責任法の法理に則って判断・判決を下しているといえることができる。

そして上述のことに鑑みて、本判決の意義として次のことを挙げることができる。すなわち、本判決は製造物責任を不法行為責任と捉え過失責任原則に基づき立証責任を負うとしているが、内容的には薬品・食品事件と同様にかなり無過失責任に接近するものとなっている。

さらにここで特筆すべきは、薬品・食品事件に見られる被害者の立証責任の緩和が本判決で大幅に進められ、本判

決後まもなく制定された製造物責任法の法理を先取りしていることが窺えることである。本判決の構成は、①テレビからの発火を認定し、②当該テレビの発火から欠陥の存在を推定し、③その欠陥原因の存在時期は流通において何らかの過失（注であったと推定し、④当該テレビを流通に置いたことから、製造業者には設計・製造過程において何らかの過失（注意義務違反）があったと推定した。また、以上のことが推定される時には、製造業者は当該製造物に不相当な危険を生じさせた欠陥原因を具体的に解明して推認を覆す必要があるとする。つまりこの構成では、被害者としては製造物の欠陥と当該製造物の合理的使用を立証することで、当該製造物の欠陥原因と製造業者の注意義務違反を具体的に特定することなく責任を追求できることとなり、非常に立証責任が緩和されているのに対して、製造業者が免責されるには極めて重い立証責任を課せられていることになる。ここでは、欠陥の推定から結果的に因果関係まで推定されていることから、「欠陥」というものの持つ意味は極めて重要である。さらに欠陥製造物を流通に置いたことから何らかの注意義務違反が推定されると判示した点は、実質的には製造業者の過失の有無を問わない無過失責任と受け取ることが可能である。

こうして考えると、本判決は製造物責任法導入以後の法理を取り入れているだけでなく、事実上の推定の活用に関して製造物責任法適用以後のモデルケースとなりうるものであると考えられる。しかしながら、推定規定がこれほど重層的に働くことには論理的にあって少し無理があるようにも感じられる。推定に推定を重ねて積み上げた事実さらに推定を重ねることは、著しく事実と反する可能性が高くなり、強いては事実誤認を生じやすくする。さらに製造物責任法には推定規定が置かれていないため、個々の事件毎に裁判官の判断が異なることが予想され、法的安定性の観点からは例示的な推定規定を置いた方がこのばらつきが小さくなると考える。そうすると、やはり例示的な推定規定を置くべきであった。もし今後、これほど重層的に推定規定を駆使する判例がでないとすると、この判決は推定

の問題に関しては製造物責任法適用の判例よりも進んでいるものとして残ることとなる。

(73) 大阪地判平六年三月二十九日判時一四九三号二九頁。

(74) 通商産業省産業政策局消費経済課編「製造物責任法の解説」九七頁（一九九四年、通商産業調査会）、永田貞三郎「製造物責任法の解説」自由と正義四六卷二号一二頁以下（一九九五年）。但し永田氏は、当該製造物の毀損・焼失等により当該製造物そのものが消滅あるいは完全な形で残っていない場合には、例外として欠陥部分の特定は不要であると述べている。

(75) カネミ油症事件に関して福岡地判昭五二年一〇月五日判時八六六号二頁・福岡地判昭五三年一月一四日判時九一〇号三三頁、スモン事件に関して金沢地判昭五三年三月一日判時八七九号二六頁。

(76) 森宏司「松下電器テレビ発火事故製造物責任訴訟」判タ八八二号一〇六頁。

Ⅲ、判例の分析と到達点

ここでは、上述した欠陥製品事故を含め製造物責任法成立前の判例の到達点がどうなっていたかを検討していく。製造物責任法制定直前の判例の特徴としては概ね四つ挙げることができる。

一つにはこの第三章のIで述べた過失判断の客観化・抽象化・高度化が薬品・食品事故以外の欠陥製品事故にも拡がり、さらに定着する傾向を示していることが窺える。

二つには、過失の認定に関して個々の事件により過失判断の捉え方にばらつきを生じており、さらに近年このばらつきが幅が大きくなってきていることが窺える。

三つには、被害者の救済を図るため被害者側が欠陥製品事故の態様に応じてさまざまな法理を主張していることに對して、判例が概ねこの主張を認め、そして因果関係の立証にあたってはかなり意識して柔軟に対処していることが

窺える。

四つには、被害者側が製造業者等に対し無過失責任を併せて主張することが多くなり、この傾向に対し判例は過失責任原則により正面からは無過失責任を認めてはいないが、製造物の欠陥概念から過失の認定・推定そして因果関係の推定を行っていることが窺える。

以上のことを総合すると、薬品・食品といった欠陥製品事故の判例の積み重ねを通じて製造物責任の法理が理論的に成熟し、そして浸透していったと言える。また、この過程で製造業者等にかなり高度の安全性確保義務を課し、そのことによって被害者の救済されうる法的範囲が大幅に拡張された。その結果として、製造業者には薬品・食品の欠陥製品事故以外の欠陥製品事故においても、形式こそ過失責任原則を採るが実質的な内容は無過失責任に非常に酷似したものとなった。これはこの後制定される製造物責任法とほぼ同様の内容・結果をもたらすと考えられ、このことから判例の到達点は非常に望ましい傾向にあると言える。

しかし因果関係の立証については、製造業者等と被害者との間の不均衡な立場や事件毎のばらつき等から鑑みて、根本的に製造業者等に立証責任を転換する等なお改善すべき問題があると考ええる。

第四章 製造物責任法の成立

製造物責任の法理は、一九七五年（昭和五〇年）に製造物責任法要綱試案が発表されて以降第三章で検討したように目覚ましい発展を遂げた。それとは対照的に立法化の動きは産業界の強い反対と判例法理の発展もあってあまり目立たなくなった。

しかしながら、一九八五年（昭和六〇年）七月二五日にECの閣僚理事会で「欠陥製造物についての責任に係る加盟国の法律、規則、及び行政規定の調整に関するEC理事会指令」（以下EC理事会指令とする）が採択され、その後同月三〇日に各加盟国に通知された。そして各加盟国は、通知の日から三年以内にEC理事会指令を遵守することが義務づけられたため（EC理事会指令第一九条）に、この採択以降ヨーロッパでは急速に製造物責任法の制定へと動いて行くこととなった。また、立法化の動きはアジア・南米・オセアニアなどにも拡大し、世界的に製造物責任法の制定が進んでいった。

こうした世界の状況とそれに対する反応から、日本でも製造物責任法の制定について学者・実務家・政府・産業界などからさまざまな検討・提言がなされていくことになる。その後立法化に向けて紆余曲折はあったが、一九九四年（平成六年）六月二二日に日本においてもついに製造物責任法が成立した。

以下この章では、最初に日本の製造物責任法制定に多大な影響を及ぼしたEC理事会指令を、次に製造物責任法の検討を行っていくこととする。

I、EC理事会指令について

ここでは、EC理事会指令（以下、前者とする。）を第二章で紹介した製造物責任法要綱試案（以下、後者とする。）と比較しながら、内容に差異がある事項を中心として検討していくこととする。

まず、前者の第二条では「製造物」の範囲を定め、そこに電気を含むと規定するのに対し、後者は電気を含んでいないが不動産は逆に後者のみ含むことを規定しその範囲には若干の差異がある。

前者の第三条では「製造者」の範囲を定め、ここでは自己を製造業者として表示したものを製造業者とするのに

対し、後者では製造業者としての表示に限定することなく製造業者としている点で後者よりやや狭く範囲を捉えている。また、前者に関しては、製造業者を特定できない場合に製造物の小売業者等の流通業者の責任が例外的に負われる補完的な責任であるのに対し、後者は流通業者が実質的に製造業者と見受けられれば直接に責任を追及でき得ることに差異が見受けられる。

前者の第六条一項では「欠陥」の定義を定め、ここでは製造物の表示・製造物の合理的に予期できる使途・製造物が流通に置かれた時期を含むすべての事情を考慮したうえで、消費者に対して当該製造物の正当に期待される安全性を付与できない場合には当該製造物には欠陥があるとしている。そこから、欠陥の定義においては消費者期待基準・通常人期待基準を採っていると考えられ、後者が製造物の通常予見される使用と不相当な危険を生じさせる瑕疵を考慮する危険効用基準を採っていることから、ここに差異がある。

また、二項では新製品の発売や従来製品の改良を基準として製造物の欠陥を認めることをしないことを規定している。この規定は後者には見受けられないものである。

前者の第七条では、製造業者の免責について(a)〜(f)の六つを規定しているが、後者にはそもそも明文上の規定はないので民法典で解釈していくこととなる。

(a)では、製造業者自らが製造物を流通に置いていないことを立証する責任を負うことを規定し、ここでは立証責任の転換が図られている。後者では、被害者が製造業者の製造物を流通させた事実を立証しなくてはいけない。

(b)では、製造業者に製造物を流通に置いた時期には欠陥が存在していなかった事実を立証させることにより免責することを規定している。後者では被害者が欠陥の存在の立証責任を負い、前者のように製造業者が立証できれば免責されるのは当然として、たとえ立証できないにしてもその内容により反論の材料となる。

(c)では、製造業者が当該製造物を経済的目的や業として製造・販売・配布したのではないことを立証した場合には免責することを規定している。後者では、製造物を原則として流通過程に置かれたすべての物と規定していることから免責は認められないこととなり、前者の方が製造物の範囲としては狭いということが窺える。

(d)では、公的機関の定める強制的規制に基づいて製造物が製造された場合には免責されることを規定している。後者では、公的規制とその他の事情を考慮して総合的に判断することになると考えられる。

(e)では、製造業者が当該製造物を流通に置いた時点の科学的・技術的知識の水準によっては、その欠陥を認識することができなかつた旨を立証すれば免責されるという「開発危険の抗弁」を規定している。後者では、製造業者が被害者の過失の立証において抗弁として使うことになる。

(f)では、構成部品の製造業者について、欠陥がその構成部品の組み込まれた製造物の設計又は製造物の製造業者によってなされた指示に起因することを立証すれば免責するという「部品・原材料の製造業者の設計指示の抗弁」を規定している。これは中小零細企業の保護を図った政策的なものであると考えられる。

前者の第九条では損害賠償の範囲を規定しており、その範囲は①生命又は身体障害によって生じる損害②五〇〇エキュ（欧州通貨単位）を超えるもので、かつ欠陥のある製造物以外の物に対する毀損又は損壊で当該製造物が通常個人的な使用又は消費に供される物であり、そして被害者が主に個人的な使用又は消費のために利用されていたものに限定した。ここでは、後者の賠償請求権者に個人的な消費者だけでなく事業者も含まれることになるので、場合によっては前者の方が公平に資するという一面がある⁷⁾と考える。また一方で、前者の第一六条では、各加盟国の判断で製造業者に対する同一の欠陥をもつ一連の製造物の損害賠償の総額を七〇〇〇万エキュ（欧州通貨単位）を下らない金額に制限できるので、後者と比較すると前者の方が被害者の救済にはやや不向きな一面もある。

前者の第一条では損害賠償請求の長期の消滅時効を規定しており、ここでは一〇年としている。後者では、民法の規定と同じく二〇年としている。

なお、前者の他の条文は後者に同様な規定がある（第一、五、一二条）か、あるいは特別法や解釈上認められている（第四、八、一〇、一三、一四、一七条）ものがある。

また、前者の第五条以下で開発危険の抗弁を採用するか否か、未加工の農産畜産物を製造物とするか否か、人身損害に賠償限度額を設けるか否かについては、各加盟国の判断に委ねられている。これは、EC理事会指令の採択以前に各加盟国で採られていた製造物責任の法的な処理に大きな隔たりが見受けられ、無過失責任を採用する国もあれば、一方では過失責任原則のもとで過失の推定や製造業者に立証責任を転換する国もあった。このことを考慮して各加盟国に判断を委ねる政策的判断をしたと考えられる。

全体的には、製造物・責任主体・損害の各範囲、欠陥の定義、推定規定の導入等に差異が見られるが、両者とも共通している点も多く見受けられ、特に無過失責任の導入等アメリカ合衆国の影響が強く感じられる内容となっている。

(77) 同様の指摘は加藤雅信氏が新「製造物責任法」概説 加藤雅信編著「製造物責任法総覧」一五頁（一九九四年、商事法務研究会）で述べている。

II、製造物責任法の内容

製造物責任法は、わずか六つの条文と附則からなる、法律としては非常に短いものである。以下この法律の内容を検討していくこととする。⁷⁸⁾

第一条では、目的に関する規定を置き、その目的を製造物の欠陥により生命、身体又は財産に被害を被った被害者

に対する製造業者等の責任を定めることで被害者の保護を図りつつ、これによって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することと定めている。

注目すべきことは、この法律が消費者の保護ではなく被害者の保護を図ることを目的の一つとしていることから、ここでの被害者の範囲には欠陥をもつ製造物を直接使用していない消費者以外の第三者も含まれ、さらにEC理事会指令と異なり自然人だけでなく法人も含むと解される。

第二条では、定義に関する規定を置き、「製造物」・「欠陥」・「製造業者等」について定めている。

まず一項では、「製造物」を製造又は加工された動産と位置付けている。製造とは、原材料に手を加えて新たな物品を作り出すことを指し、加工とは、動産を材料としてこれに工作をして新しい価値をこれに加えることを指し、動産とは、不動産以外の物を指し、このことから製造物に該当するためには三つの要件を必要とする。一つには有体物（空間の一部を占める分子が存在するもの）であること、二つには動産であること、三つには製造加工された動産である。

以上のことを前提とするとソフトウェア、サービス、音響は無体物とされ対象にならない。なお、EC理事会指令では電気を製造物に含んでいたが、本法律では製造物に含まないこととなった。不動産は対象とされないが、引き渡しがあったときに製造物と判断できることとなる。なお、製造物責任法要綱試案では不動産を製造物に含むとしていたが、本法律では製造物には含まないこととなった。

また、加工の判断を巡って問題となった血液製剤・輸血用血液製剤及び生ワクチンは、血液・ウイルス等に加工を加えたものであることを理由として製造物に含むとした。なお、製造物責任法要綱試案では流通に置かれたすべてのものを製造物として未加工農林畜水産物も製造物としたのに対し、本法律ではEC理事会指令と同じく製造物から除

外した。

二項では、「欠陥」を当該製造物の特性、その通常予想される使用形態、その製造業者が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることと定義づけ、具体的な例示事項を掲げている。これは、被害者・製造業者等に対して予見可能性や争点を明確にし、そのことにより被害者の立証負担を過大にせず、また、製造業者等に対して過大な責任範囲を限定している。ここでの欠陥には、従来の判例に見られた「製造上の欠陥」、「設計上の欠陥」、「指示・警告上の欠陥」が含まれている。

また、ここでは欠陥の判断にあたって、製造物に関する事情を考慮した上で当該製造物が通常有すべき安全性を欠いているかどうかを判断する安全性欠如基準をとっていることが窺え、製造物責任法要綱試案が危険効用基準、ECL理事会指令が消費者期待基準・通常人期待基準を採用していることから判断基準に差異が見られる。

三項では、「製造業者等」を規定し、被害者が損害を受けた場合に責任を追及できる責任主体を「製造・輸入業者」、「表示製造業者」、「実質的な製造業者」と例示している。

ここで注目すべきは、一つにはECL理事会指令第三条一項が製造物に自己を製造業者として表示をしたものを製造業者とするのに対し、本法律では製造物への表示が製造業者としての表示に限定されないことから製造業者の範囲を製造物責任法要綱試案同様やや広く捉えている。

二つには、製造物責任法要綱試案とECL理事会指令が販売業者・賃貸業者等を製造業者に含んでいたのに対し、本法律はこれを除外しており、製造業者の範囲をやや狭く解している。

三つには、責任主体に関し製造物責任法要綱試案が表示者を流通業者の観点から捉えているのに対し、本法律では表示者を製造業者の観点から捉えているところに差異が見られる。

第三条では、製造業者等が被害者に対して引き渡した製造物に欠陥があったため、被害者に損害が発生した場合の製造業者の無過失責任を規定している。

また、ここでは損害賠償の範囲に関して、発生した損害が当該製造物についてのみ生じた場合には本法律が適用されないことを規定する。そこでは、拡大損害が発生したときに限り本法律が適用され、当該製造物に生じた損害も含めて単なる品質上の瑕疵は従来通り民法典上の処理がなされる。このことは、欠陥をもつ製造物自体に生じた損害と欠陥に至らない単なる品質上の瑕疵との判断が困難を極めること、それに伴う悪質なクレームの発生が危惧されること、損害額が少ない状況では製造業者との話し合いによる解決が期待できること等から、この場合の処理方法としては瑕疵担保責任・債務不履行責任の適用でも十分対応できるので、あえてその範囲に含むこともないと解する。また、製造物責任法要綱試案が当該製造物のみの損害もその範囲に含めることを鑑みるとやや範囲が狭くなっているが、一方E.C理事会指令がさまざまな条文でその範囲を絞っていることを鑑みると広く解していると評価できる。

ここで注目すべきは、被害者が事業者であった場合には事業者の事業損害もその中に入るということである。これについては非常に問題があると考えられるので、第六章の中で詳しく述べることとする。

第四条では、責任主体となる製造業者が一定の事項を立証できた場合には免責する旨を規定している。ここでの免責事由には、「開発危険の抗弁」・「部品・原材料の製造業者の設計指示の抗弁」がある。

「開発危険の抗弁」とは、製造業者が製造物を流通に置いた時点における入手可能な世界最高の科学技術の水準をもってしても、当該製造物に内在する欠陥を発見するのが不可能であったことを立証できた場合には責任を免除するということである。これは、世界最高水準の科学技術をもっても見えないことまで製造業者に責任を負わずことで、製造業者の研究・開発の意欲を減退させ、結果的にこれまで文明の力を享受してきた人々（被害者を含めた）に

不利益が及ぶことを危惧したと考えられる。

また、「部品・原材料の製造業者の設計指示の抗弁」とは、部品・原材料の製造業者が当該製造物の欠陥が専ら他の製造業者の行った設計指示に関して発生し、そして当該製造物の欠陥の発生に関して過失がなかったことを立証できた場合には責任を免除するということである。E C理事会指令にも同様の規定があるが、「専ら」と規定していないことから本法律の方が免責の範囲を狭くしていることが窺える。また、この免責を導入した理由としては、日本の部品・原材料の製造業者が中小零細企業であることが多く、しかも取引先の製造業者が行う設計上の指示に従わざるを得ないことが多いこと、またその設計上の指示に従った部品・原材料の製造業者に指示を行った製造業者と同じ責任を追求できるとするのは公平に反すること等が挙げられる。なお、この二つの免責事由はE C理事会指令の第七条(e)(1)にも見られる。

第五条では、被害者の損害賠償請求の期間の制限を定めており、短期を三年、長期を一〇年としている。これはE C理事会指令と同じであるが、製造物責任法要綱試案は長期を二〇年としているので前者を参考にしたものである。

ここで注目すべきは、身体に蓄積した損害や一定の潜伏期間後に症状が出る遅発損害の規定を置いたことである。ここで「損害が生じた時」という不法行為の例外を置くことにより、場合によっては不法行為よりも被害者の救済といたった面では有利になることがあるからである。これは、製造物責任法要綱試案に同様な規定があるが、E C理事会指令にはない規定である。

第六条では、この法律の規定がない場合には民法典の規定によることを示している。

例えば過失相殺に関しては、製造物責任法要綱試案が被害者に重大な過失があった場合にのみ過失相殺を認めていたのに対し、本法律ではこれを認めなかった。

複数の責任主体に関しては、製造物責任法要綱試案とE.C理事会指令が規定していた連帯責任をあえて規定せず民法典に委ねている。

製造物責任法要綱試案とE.C理事会指令の中で特約による賠償の制限を無効とする規定は、民法第九〇条で十分対応できることもありあえて規定されなかったと考えられる。

また、製造物責任法要綱試案にあった推定規定は、本法律では規定されなかった。この理由としては、アメリカ合衆国で判例上認められているだけであること、E.C理事会指令にはこのような規定もないこと、一律に一定の事実から製造物の欠陥を推定する確固たる経験則がないこと等が挙げられ、また、判例が証拠を総合的に考慮した上で間接証明、一応の推定、間接反証、経験則等により事案に応じて被害者の立証負担を軽減していることから、あえてこの規定を導入することもなかったと考えられる。

(78) ここでの検討に関しては、経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編「逐条解説 製造物責任法」(一九九四年、商事法務研究会)を参照。

Ⅲ、製造物責任法定の意義

製造物責任法が制定されたことで、従来と比較して概ね二つの点で意義が認められる。

一つには、被害者を含む消費者の保護が促進されたことである。製造物責任法は、「製造業者の過失」から「製造物の欠陥」へと要件を変更することで被害者の立証責任を軽減し、より迅速な救済を受けやすくする配慮が窺える。これは第三章で検討したとおり、従来の判例でも過失を客観化・抽象化・高度化することで被害者の救済を図ってきた

たが、本法律が制定されたことにより被害者が「製造物の欠陥」を立証さえすれば明文上の無過失責任により保護されることが明らかとなり、従来に比べて製造業者の予見可能性の立証を必要としないことで被害者も訴訟に訴えやすくなった。また、製造業者にとっても「製造物の欠陥」という客観的な判断基準が示されたことで責任を負う範囲を予期しやすくなり、また、製造物の安全対策においても的確に対応できるようになったと考えられる。さらには法的な安定性といった観点からも、本法律の制定は個々の事件で製造業者の「過失」の判断に際して必然的に生じるアンバランスを無くすることができるので、適正な法的安定性を確保できたと考える。

二つには、製造業者の意識に変化をもたらしたことである。産業社会の発展により製造物が同種・同質でさほど差異が見られなくなった今日では、「ブランド」とともに「安全性」が購入に当たっての重要な要素となってきた。このことは、欠陥製造物を市場に流通させればその製造業者のイメージが低下し商品が売れなくなることの意味し、これは製造業者にとっては死活問題となる。実際、葉害エイズの原因となった非加熱製剤を製造したミドリ十字が、社会的制裁を受けて企業（製造業者）として存続不可能になったのは記憶に新しい。このことから製造業者が「安全性」を重視する傾向はますます強まること予想される。また、万が一欠陥製品を出しても製造業者は「イメージ」を守るため迅速に回収又は代用品を引き渡すことで社会的信用を維持しようとするであろう。

こうしてみると、製造業者は訴訟に持ち込むよりもまず裁判外解決での処理を心掛けるようになることが考えられ、これは被害者にとっても迅速な救済と訴訟の負担を必要としないことから、両当事者にとって公平な解決であるならば、これは正に望ましいことであると考える。

第五章 製造物責任の現状

この第五章では、製造物責任法の制定以降に出された判例を検討することにより、製造物責任の現状を明らかにしていく。

一九九九年一二月現在、欠陥製造物に関して訴訟で争われている事件は第三章でも触れたとおり一八件あり、その内訳は、テレビ・自動車等のいわゆるブラックボックス的なのが多い。また、製造物責任法の制定以降に出された判例には、製造物責任法に基づく判例⁽⁷⁹⁾が一件あるほかはすべて民法典の不法行為的構成による判例⁽⁸⁰⁾である。これは、欠陥製品事故の原因となる製造物の引き渡しが、本法の施行以前（一九九五年七月一日）に行われたことにより製造物責任法が適用されないからであり、現在の欠陥製造物に関する訴訟を見る限り、今後とも不法行為的構成に基づく判例はもうしばらく出されることが予期される。そしてその判例を検討すると、第三章で触れたとおり製造物責任の法理を取り入れた内容になっている。そうだとすると、自分のあいだは製造物責任法適用の判例と民法典の不法行為的構成による判例が併存的に出されることとなるので、両者の判決内容を検討する必要がある。そして、その検討から製造物責任の現状を明らかにし、さらにそれを踏まえてこれからの製造物責任を考えることとする。

以上の観点から、ここでは製造物責任法適用外の判例と製造物責任法適用の判例を検討して製造物責任の現状を明らかにしていく。

(79) 名古屋地判平一一年六月三〇日判時一六八二号一〇六頁。

(80) 例えば、名古屋地判平七年五月一九日判時一五五一号一一七頁、大阪地判平九年九月一八日判時一四九三号二九頁、東京

地判平一〇年三月二三日判時一六五一号九二頁、東京地判平一一年八月二二日判時一六八七号三九頁等。

I、製造物責任法適用外の肯定判例

製造物責任法制定以降の欠陥製造物に関する判例は、上述したとおり一件を除いて不法行為的構成によって出されている。以下、ここでは不法行為的構成で争われた訴訟の中でも製造業者の責任を肯定した判例を取り上げて検討していく。そしてその中では、三つの事件（テレビ発火事件・冷蔵庫発火事件・食中毒事件）を取り上げる。

最初に、大阪地裁で平成九年九月一八日に出されたシャープテレビ発火事件判決^④を検討する。この事件の概要は以下のとおりである。被害者Xが訴外Aから建物を賃借しそれを自宅兼事務所として使用していたところ、平成二年一月一八日午前一時四五分頃に火災が発生し、被害者Xの妻が一酸化炭素中毒で死亡した。被害者Xは、火災発生前日深夜から当日の午前一時一五分頃まで本件建物の一階でテレビを視聴しており、その時当該テレビが「シュ、シュ、シュ、バン」と音を立て当該テレビの画面が消え、その後何かが燃えたような臭いがしてきたので、当該テレビが故障したと考えプラグをコンセントから抜いて二階に上がった。その後、午前一時四五分頃に被害者Xの妻が叫ぶ声を聞いたので慌てて部屋の戸を開けてみたところ、廊下は煙で真っ黒で、被害者Xは仕方なく物干し場から避難した。このとき被害者Xの妻は逃げ出せず、二階で死亡しているところを発見された。その後、被害者Xは、状況証拠から出火原因は本件建物の一階に平成二年頃から置いてあった当該テレビにあるとして、当該テレビを製造したシャープ株式会社（製造業者）に対して損害賠償請求を提起したというものである。

この事件の構成は、第三章で述べた平成六年の松下テレビ発火事件^⑤と基本的に同じである。事実認定においては、出火原因として種々のOA機器、屋内配線、煙草等についてより詳細な検討とより具体的な認定を行っており、また

同種のテレビ発火事故も考慮して検討を行っていることも窺われる。製造業者の過失に関しても、被害者の合理的利用の範囲内にあるテレビからの出火は、その出火自体で欠陥のあることを推定し、そこから当該製造物の流通開始時点における欠陥原因を推定し、さらにそのことから製造業者に対して何らかの過失を推定するという上述の事件の構成をそのまま適用している。さらにこの判決では、製造業者に欠陥原因を解明するなどしてこの推定を覆す立証責任を負わせており、上述の事件と同様に製造業者には厳しい内容となっている。

この判決で注目すべきは、上述の判例が触れていない製造業者等が予見可能な損害の発生を回避すべく課される安全性確保義務の具体的内容について判示している点である。この内容を検討すると、製造業者の安全性確保義務を利用者の生命、身体、財産の安全性確保の重要性と調査、研究により課される製造業者の負担を総合考慮して決定すべきところ、当該商品の性質、予見される損害発生の可能性、内容、当該商品が有する有用性、商品の消費者、通常の使用方法、使用期間、消費者における危険発生防止の可能性、商品の安全対策の技術的実現可能性、安全対策が商品の有用性に与える影響等の諸事情を総合して導くことのできる「当該商品の通常有すべき安全性」を確保すべき義務と解するのが相当であるとしている。このことから、上述の判例が製造業者等の過失を推定するのに予見可能性のみを用いているのに対し、この判決は製造業者の安全性確保義務の具体的内容を検討し、そして欠陥概念に危険効用基準を取り入れて製造業者の過失を判断していることが窺われる。

次に、東京地裁で平成十一年八月三十一日に出された三洋電機冷蔵庫発火事件判決⁽⁸³⁾を検討する。この事件の概要は、以下のとおりである。

被害者Xは、昭和六一年一月に訴外Aから土地を賃借し、同土地上の建物を購入した。そして建物の北側に別の建物を増築し、その一階で飲食店を経営していた。その後、平成三年七月一日午後八時三〇分頃火災が発生し、こ

の火災により店舗兼住宅が半焼した。被害者Xは、焼損状況・消防署及び警察署署員の火災現場見分時の説明から、火災原因を昭和六一年二月頃から当該飲食店の食材の冷凍保存の用途で使用していた製造業者Y（三洋電機株式会社）が製造した業務用冷蔵庫であるとして、製造業者Yに対して、損害賠償請求をしたというものであった。

この事件の構成は、上述のシャープテレビ発火事件判決とほぼ同じ構成を採っている。特に、上述の松下テレビ発火事件判決で触れていない製造業者等の安全性確保義務の具体的内容を検討している点は、上述のシャープテレビ発火事件判決の影響を色濃く受けていることが窺える。

ここで注目すべきことは、欠陥製品事故における立証責任に関する補論として、「消費者たる原告らは、製品の具体的な欠陥等については基本的に主張立証責任を負うものではないと解すべきである。」と判示していることである。これは、欠陥のある製造物が損壊し、欠陥を特定することができない場合には、常に製造業者が責任を負わない事態を裁判所が憂慮し、そこから不法行為の理念である損害の公平な分担を損なわれないことを意識してこのように判示したものと考えられる。

また、松下テレビ発火事件判決の事実認定においては、当該テレビからの発火事実を目撃した者が存在したのに対し、この判決では当該冷蔵庫からの発火事実の目撃者の存在がなかったことにも注目する必要がある。それにもかかわらず、製造業者の責任を肯定した裁判所の判断は、細かい事実の積み重ねと詳細な検討の結果から導き出されたと考えられ、これは火災原因となったテレビの紛失が被害者に不利に働かなかつた判例とともに、これからの欠陥製品事故の事実認定に当たっての重要な参考例として位置付け得るものである。

次に、大阪地裁堺支部で平成一一年九月一〇日に出された学校給食の食中毒事件判決⁹⁴を検討する。この事件の概要は、以下のとおりである。

平成八年七月に大阪府堺市で小学校の児童を中心に約九五〇〇人に上る被害を出した病原性大腸菌〇一五七による集団食中毒で、当時小学六年生の女兒が死亡した。この女兒の両親は、学校給食が児童への提供段階で汚染されていたことを主張し、製造物責任法並びに不法行為に基づいて堺市を提訴したというものであった。

この判決の構成は、製造物責任法が適用可能だったにもかかわらず、従来採られてきた不法行為的構成を採っている。これは、訴訟の中で堺市の担当公務員の過失が十分立証可能であったことから、あえて製造物責任法を適用して判断を下していないと考えられる。つまりこの事件に関しては、製造物責任法を適用しても不法行為的構成を適用しても結論においては堺市の責任を認めることで同じであると考えられ、事案によっては製造物責任法を適用しなくても実質的な内容においてはほぼ同様の結論を導くことができることを証明したものであると評価できる。

また、欠陥から堺市（製造業者）の過失を推定する手法は、一連の欠陥製品事故の判例を踏襲したことが窺え、こうした判例の手法はすでに定着したものであると断言することができる。そしてこの判決が、〇一五七の感染源については特定せずに堺市の過失責任を認めたことは、欠陥原因が十分に解明されていない点においては不満が残るが、学校給食の中の何らかの食材が原因であることの蓋然性が高い現実に鑑みれば、この判決の内容は非常に評価できる。

(81) 大阪地判平九年九月一八日判タ九九二号一六六頁。

(82) 大阪地判平六年三月二九日判時一四九三号二九頁。

(83) 東京地判平一年八月三一日判時一六八七号三九頁。

(84) 大阪地堺支判平一年九月一〇日刊行物未掲載。なお、この事件は被告が控訴せず判決が確定している。

II、製造物責任法適用外の否定判例

ここでは、製造物責任法制定以降の欠陥製造物による事故に関して、上述と同様に不法行為的構成で争われた訴訟の中でも製造業者の責任を否定した判例を取り上げて検討していく。そしてその中では、電気温風機事件、自動車事故、テレビ発火事件等を取り上げる。

最初に、名古屋地裁で平成七年五月一九日に出された電気温風機事件判決⁶⁵を検討する。この事件の概要は、以下のとおりである。

平成元年三月二六日午前六時五〇分頃、訴外A（ヤマサ蒲鉾株式会社）の経営する蒲鉾工場の解凍室の天井に設置された電気温風機付近からの出火し、建物の一部が消失した。訴外Aと火災保険契約を締結していた原告X（保険会社）は、契約に基づき訴外Aに対して七〇〇万円を支払い、損害賠償請求権を代位取得した。原告Xは、火災原因を当該温風機の送風ファンが停止し、温度過昇防止器が仕様どおり作動しなかったことにあるとして、当該送風ファン・温度過昇防止器の瑕疵（欠陥）を主張するとともに、当該製造物を製造した製造業者Y並びに販売業者Zに対して損害賠償を請求したというものである。

判決では、当該温風機の瑕疵（欠陥）の存在、その存在と本件火災の発生との因果関係が認められず、製造業者等の責任は認められなかった。欠陥製品事故に関して、従来通り原告は製造業者等の責任を追及するために必要とされる前提事実としての当該製造物（温風機）の瑕疵（欠陥）の存在を立証することが求められるが、この事件においてはその瑕疵（欠陥）を立証することに困難が生じた。焼損状況等からは、当該温風機自体・送風ファン・温度過昇防止器の異常焼損が推定されず、出火原因としては当該温風機内に溜まったほこりが燃え、それが天井付近に吹き出すこ

とで発火したことを推定している。

しかし、この判決の出火原因の事実認定に関しては、当該温風機内にほこりを吸い込んでそれを溜め、そしてそれが当該温風機内の高温となったヒーターに接触することで発火し、それが当該温風機から吹き出されて天井付近に燃え移ったとする事実認定に鑑みて、ここではむしろ当該温風機内の構造上の欠陥からほこりが発火して天井付近に燃え移ったことに着火原因を求めることも可能であったと考える。それは、温風機に求められる合理的利用の範囲内での絶対的安全性に鑑みて、温風機にはほこりが吸い込まれること、また、その中のヒーターが外部からのほこりと接触すること自体に構造上の欠陥が認められると解することができるからである。すなわち、当該温風機がメンテナンスを施しながら使用する性質のものであるにもかかわらず訴外Aがこれを怠ったこと、訴外Aが当該温風機を上下逆さに取り付けたこと等を考慮しても、なお当該温風機の使用方法が合理的利用の範囲内にあると考えることが可能であれば、原告Xの請求を認めるべきであり、その場合には過失相殺で製造業者等の責任を追求することが可能であることを意味する。そう解することで、当該温風機の不相当な危険を生じる欠陥を推定し、そこから当該温風機を製造した製造業者Yの何らかの過失を推定し、そして当該温風機の欠陥原因と火災発生との因果関係を推定できたであろう。このように考えることは、製造業者の責任を肯定した判例に照らし合わせても論理的に矛盾するものではなく、十分可能な判断であったと考える。仮に、訴外Aの当該温風機の利用方法が合理的利用の範囲内にあるとは認めづらい状況であると考えるならば、過失相殺によっても製造業者等の責任を追及することには論理的矛盾を生じる可能性が高いと考えるので、結論においては本判決と同様に製造業者等の責任を否定すべきである。この事件においては、訴外Aが事業者であることから当該温風機の合理的利用に当たっては高度の注意義務を要すると解し、また、当該温風機がほこりを吸い込んだ事実、その中のヒーターの設置位置、メンテナンス等を考慮すれば、やはり訴外Aが合理的利

用の範囲内で当該温風機を利用したとは認めにくく、本判決と同様に製造業者等の責任を認めるべきではないと考える。

但し、被害者が事業者でなく一個人である場合には、高度の注意義務を課せられず社会通念上の合理的利用のみを負うので、製造業者等の責任が認められる余地があると考え得る。

次に、大津地裁で平成八年二月九日に出された自動車事故判決⁶⁶を検討する。この事件の概要は、以下のとおりである。

平成三年九月二五日午前九時四五分頃、被害者X₁は友人三人を乗せて四輪駆動ワゴン車（以下、当該自動車）を運転していたところ、突然その左前が沈み込むような感じを受けた後ハンドルが急に左に切れて操舵不能の状態に陥り、道路左側にあった交通標識ポールや石垣に衝突する事故を起こした。そこで、被害者X₁は当該自動車の所有者であるX₂とともに、本件自動車を製造したY₁（山川自動車工業株式会社）に対して、本件自動車には左前輪に車体との結合部が緩んでいたという構造的欠陥があったことを理由に、また、当該自動車を販売しその後二回の無料点検を行ったY₂（山川自動車販売株式会社）に対して、整備上の過誤があったことを理由に、それぞれ損害賠償を請求したというものであった。

この判決では、一連の欠陥製品事故の判例の構成と同じく、被害者が当該自動車の欠陥を立証できれば製造業者の何らかの過失が推定できるとする一方、製造業者には不相当な危険を生じさせた欠陥原因を具体的に説明するなどしてこの推定を覆すことを要求している。しかしながら、この判決では、被害者が事故当時においては既にポールスタッドを固定するナット及び割りピンがはずれていたという当該自動車の具体的な欠陥を主張したことから、これについて詳細な検討が加えられることにより結果的に被害者の主張が認められなかった。

このことは、この類型が従来製造物責任を認めてこなかった傾向にあることに鑑みれば、相俟わず厳しい態度をとっているとと言える。それは、確かにこの判決で見るとおり、被害者の立証責任が大幅に軽減されていることは窺えるが、実際には事故原因が不明である場合において自動車に欠陥が事故原因であるとすると裁判例は皆無である。⁸⁷⁾ こうした事実から、自動車事故に関しては被害者の立証責任が大幅に緩和されたとしても、自動車はかなり高度の科学技術・構造を駆使して製造されるという特徴に鑑みると、現状においてなお製造業者と被害者との間に圧倒的な知識力の格差があり、そのことから欠陥すら立証することが難しく、この意味において判例は十分に法的機能を發揮できていないと考えられる。

結局、この判決では被害者の事故直前の当該自動車左前の沈み込み、ハンドルの操舵不能等の主張が、製造業者等の細かい事実の積み重ねと詳細な検討によって排斥され、裁判所はその原因を被害者の前方不注意等の過失による可能性を指摘して被害者の請求を棄却している。

但し、ここで指摘しておきたいのは、当該自動車の交通標識ポールへの衝突だけで前輪が外れてしまうこと自体を欠陥と解することが可能ではなかったかということである。つまり、当該自動車の前輪には相当な力が加わらなければ外れない構造であるとの合理的安全性が製造業者等に求められていると解すれば、この事件のように交通標識ポールへの衝突で外れてしまったことに何らかの構造上の欠陥があったと認められると考える。

また、この判決ではポールスタッドを固定するナットと割りピンが交通標識ポールへの衝突直前までは外れていなかったことを認定しており、そのことからナットと割りピンの外れた原因を交通標識ポールへの衝突にあることを示唆している。しかしこれに対しては、交通標識ポールへの衝突で前輪が外れてしまうのは既にナットと割りピンが外れてなかったからであり、それを裏付けるものとしてナットと割りピンが現場から発見されていないとの反証が可能

である。さらに、仮に判決の立場を採ったとしても交通標識ポールへの衝突でナットと割りピンが外れてしまうこと自体に構造上の欠陥を認め得る余地があったと考える。

こうして見ると、やはりこの判決においてはナットと割りピンが紛失したとしても一応被害者の立証を認めたいうえで、製造業者等に欠陥原因の具体的な解明を求めるのが最善の方法であったのではないか。

以上のとおり検討してみると、自動車事故訴訟の問題点は、自動車製造業者等に証拠となる高度の科学技術・構造が一方的に偏在していることに求められる。これは、判例からも窺えることだが、製造業者等は証拠となるものを一方的に保管している場合が多く、しかも自動車に関する情報が広く一般に公開されていることは皆無である。また、訴訟における被害者の立証に対しても、製造業者等が自己に有利になる証拠のみを小出しにして被害者が一方的に不利になっていることも窺える。このことは、最近の判例にも顕著に表れている。例えば、本田技研工業オートマチック車事件⁽⁸⁸⁾、チェッカーモータース・ガレーヂ伊太利屋事件⁽⁸⁹⁾がそうである。

前者の事件では、二つの自動車事故⁽⁹⁰⁾がいずれもアコード・プレリユードという本田技研工業株式会社（以下、本田とする。）製造の自動車によって起きたことから、アコードを運転していた被害者とプレリユードを運転し死亡した被害者の両親が、各自動車の欠陥から損害を被ったとして各自動車の製造業者である本田に対して損害賠償を求めたというものであった。この事件において争点となったのは、アコードの事故では、①製造業者のブレーキペダルとアクセルペダルの踏み間違いによる暴走事故を防止するためのシフトロック装置の搭載について、また、プレリユードの事故では、②内蔵されていた自動定速走行装置・③ドアロックについてである。

判決では、いずれも被害者の主張が退けられ敗訴しているが、その内容には疑問を覚える箇所が少なくない。例えば①を取り上げてみると、シフトロック等のシステムの有効性が一部で報道されていたことや外国産の自動車にはこ

れが搭載されていたことを判決が認めていたこと、また、オートマチック車の急発進・急加速等が問題になっていたことやこれを搭載することが比較的容易であったこと等の当時の社会状況に鑑みれば、これだけで自動車の構造上の欠陥、そして製造業者の過失をはっきりと認定できる余地があったと考える。さらに、当時このシステムが一般的に普及していなかったとの認定は上記のことから否定されるべきであろう。

後者の事件は以下のとおりである。株式会社ガレーヂ伊太利屋が輸入した自動車をチェッカーモーターズ株式会社から購入した被害者は、平成六年一月一日午後二時頃に神奈川県藤沢市の道路付近で自動車事故をおこした。被害者はこの原因は当該自動車に欠陥があり、そのため走行中にエンジンの故障を起こして制御不能となり街路灯に激突したことを主張して、株式会社ガレーヂ伊太利屋並びにチェッカーモーターズ株式会社に対して損害賠償を求めたというものであった。この事件において主要な争点となったのは、当該自動車の欠陥の有無及び被害者の起こした自動車事故の原因についてである。

判決では、自動車の欠陥を認めず、事故の原因をエンジンの故障によるものではなく被害者のスピードの出し過ぎ、そのことから生じる不適切なハンドル操作にあると認定し、結局被害者の請求は認められなかった。

しかしながら、この判決には重大な問題がある。そしてその最大の問題は、被害者の敗訴ではなく、むしろ裁判所の姿勢にある。なぜならば、この判決の中で裁判所がエンジンの故障を認定するに当たって、エンジンが高度の科学技術と構造を持つが故に、裁判所は製造業者等の主張をそのまま取り入れ、その認定を回避したと受け取られない態度を採ったからである。これは、エンジンの故障についてほとんど十分な検討がなされていないこと、そして認定に当たっては科学的立証にほとんど触れることなく被害者の証言の矛盾点を指摘するばかりで事実を認定していること、また、最後までエンジンの故障が何であったかを推定することなく判決を下していること等から窺うことができる。

こうした裁判所の態度は、高度の科学技術・構造を理解することが要求される判決において、当事者の立証責任の公平を考慮した上で判断し、また、そういった状況においても可能な限りの細かい事実を積み重ね、そしてその上でさらに詳細な検討を加えることによって少しでも事実に近付けるように努力する最近の判例の流れと全く逆行するものであり、これには強い不満と憤りを感じる。

これと同様な判断を下している判例は他にも見受けられ、これに関して担当弁護士が『現代の魔女裁判』と表現している。⁹² こうした悪い流れは早期に是正すべきであろう。

また、ここでは自動車事故と自動車損害賠償保障法との関係で生じる問題もあり、これについては後述の第六章で触れることとする。

次に、東京地裁で平成一〇年三月三日に出された(三洋電機・ダイエー)テレビ発火事件判決⁹³を検討する。この事件の概要は、以下のとおりである。

平成八年二月一日午後六時四五分頃にマンションの一室から火災が発生し、二人の子供が死亡した。死亡した子供との両親と損害保険会社は、三洋電機株式会社が製造し、トポス(ダイエー系列の販売店)が販売したテレビの発火が火災原因であると、それにより損害を被ったとして損害賠償を求めたというものであった。この事件の争点は、火災の原因がテレビの発火であるか否かである。

判決では、テレビ付近で火災が発生したことは認めたが、それがテレビからの発火を原因とする蓋然性が高いとは認めるに足りないとし、また、死亡した子供の弄火を指摘して被害者の請求を認めなかった。

この事件では、テレビからの発火の可能性を上述の松下テレビ発火事件やシャープテレビ発火事件と同様に詳細な検討を行っている。しかし、結果的にはその検討から当該テレビの発火可能性を認めず子供の弄火に原因を求めて被

害者の敗訴を導いているが、これは上述の事件には目撃者がいるのに対し、この事件では目撃者がいないことが影響していると考えられる。これは、ワープロ付近からの出火による火災が問題となった事件⁽⁸⁴⁾とも共通している。

この事件では、ワープロ付近からの発火を見たとの目撃証言の矛盾からこれが採用されず、また、その他の状況を詳細に検討した結果から、判決では被害者の主張が認められなかった。目撃証言の有無の問題は、その後上述の三洋電機冷蔵庫発火事件が出され、その中で細かい事実の積み重ねと詳細な検討によって補い得ることが示唆されたので、今後はこの問題が立証における大きな障害となることは少なくなると期待できる。

以上のことに鑑みると、この二つの裁判所の認定姿勢に関しては概ね支持できると考える。

(85) 名古屋地判平七年五月一九日判時一五五一号一七頁。

(86) 大津地判平八年二月九日判時一五九〇号一二七頁。

(87) 例えば、福岡地判昭五〇年五月二〇日判タ三二六号二八三頁、東京地判昭五一年四月二七日交民集九卷二号五九一頁、名古屋地判昭五一年二月一三日交民集九卷六号一六七七頁、福岡地判昭五二年二月一五日判時八六九号九一頁、東京地判昭五四年二月二五日交民集一二卷六号一六七九頁、東京地判昭五八年七月一八日判時一〇九九号六七頁、東京高判昭六三年一月二六日判時一二六五号八五頁等。

(88) 大分地判平一二年二月一日刊行物未掲載。なお、この事件は原告が控訴して係争中である。

(89) 東京地判平一〇年七月八日刊行物未掲載。なお、この事件は原告が控訴して係争中である。

(90) この二つの事故とは、平成二年七月二四日午前一〇時三〇分頃、被害者がアコードを運転中に宮崎県延岡市のホテルの駐車場で起こした自動車事故と、昭和六三年三月六日午後五時三〇分頃、被害者がプレリユードを運転中に福岡県田川郡添田町の土手で起こした自動車事故である。

(91) 札幌高判平一二年三月二六日刊行物未掲載。その後この事件は最高裁に上告されたが平成一一年一〇月二日に棄却され、

判決が確定している。

(92) この事件の担当弁護士の見解は、PL法を活かし、情報公開法の制定を求める関西連合会「PL法・情報公開ニュース」第三二号三頁以下（一九九九年）を参照。

(93) 東京地判平一〇年三月二三日判時一六五一号九二頁。

(94) 東京地判平一一年三月二九日判時一六七七号八二頁。

Ⅲ、製造物責任法適用判例

ここでは製造物責任法制定以降の欠陥製造物による事故に関して、製造物責任法に基づき製造業者の責任が争われたマクドナルド事件⁹⁵を取り上げる。

この事件の概要は、以下のとおりである。平成一〇年二月二三日午後〇時三五分頃、被害者は名古屋市内のマクドナルド店でダブルチーズバーガーセット（ダブルチーズバーガー、フライドポテト、オレングジューズ（以下、当該ジューズとする。）がセットになって販売されていたもの）を購入した。被害者はそれを職場に持ち帰り同僚ら話しながら食べ終え、最後にそれまで一口も飲んでいなかった当該ジューズをストローで飲んだところ、直後に喉の上の方に異物が刺さる激しい痛みを覚えて嘔吐した。嘔吐物には全体的に血が混じっており、近くの診療所及び国立病院にて診療を受けたところ、喉に傷がついているとの診断を受けた。そこで被害者は、マクドナルドで買った当該ジューズに異物が混入していたため受傷したことを主張し損害賠償を請求したというものであった。

この事件で主に争点となったのは、被害者が咽頭部を負傷したか、被害者の受傷は当該ジューズを原因とするものか、当該ジューズには欠陥があったか等である。

判決では、被害者が吐血をした状況と医師の診断書との検討から被害者の受傷を認定し、そしてそこからジュースへの異物混入の可能性と被害者の歯科治療等の口腔内の異物存在の可能性との検討から被害者の受傷は当該ジュースを原因とするものであると認定し、さらにこれらの認定から当該ジュースが通常有すべき安全性を欠いていたとして当該ジュースの欠陥を認定した。

この事件で注目すべきは、裁判所の採った事実認定にある。裁判所の考え方は、基本的に上述の松下テレビ発火事件判決と同じであることが窺える。但し、松下テレビ発火事件が欠陥・因果関係等の事実認定に際し推定に推定を重ねたことで結果として法的安定性を損ないかねない状況を作り出したのに対し、この判決では細かい事実を積み重ね、そしてそれを詳細に検討することにより明確に事実認定をしている。

また、被害者の飲み残した当該ジュースは、国立病院の手違いで誤って捨てられてしまった為に検査が全くなされておらず、結局受傷の原因となった異物は正体不明のままであった。これに対する裁判所の判断は、「これ以上、原告に異物の特定を求めることは酷である。」「本件ジュースに、それを飲んだ人の喉に傷害を負わせるような異物が混入していたという事実（本件ジュースに「欠陥」が存在したこと）自体は明らかである以上、異物の正体が不明であることは、右認定に影響を及ぼさない。」と判示して、こういった状況では異物の特定・現存を要しない事を示している。このことに関しては、食品事故が人体による吸収・時の経過による腐敗等で欠陥原因を確保することに困難を伴うことが多い事情を考慮すれば、裁判所の採った判断は正当であると評価できる。そう解すると、この判決は事故の特殊性を考慮した上述の松下テレビ発火事件、三洋電機冷蔵庫火災事件とともに、今後の裁判所の事実認定の判断に際しての先例となり得るものであると考える。

結局この判決からは、法理論的にはこれまで積み重ねられてきた判例の流れを踏襲し、さらに製造物責任法を適用

した場合でもこれを維持・発展させて行こうとする裁判所の積極的な姿勢を窺うことができる。また、内容的にも被害者の立証責任を大幅に軽減する一方で製造業者の責任を非常に厳しく捉えており、判決で被害者に認容された金額（慰謝料・弁護士費用合計で一〇万円）が僅少であるとしても、今後の製造物責任訴訟の展開を考えるうえでは意義深いものを含む判例である。

但し、製造物責任法適用の判例はこの事件しかないため、今後どういった判例が出るかにも注目する必要があることを併せて指摘しておく。

（95） 名古屋地判平二一年六月三〇日判時一六八二号一〇六頁。なお、この事件は被告が控訴して係争中である。

IV、現状の判例分析

製造物責任法制定以降に出された判例を検討すると、以下のことが言える。

まず、製造業者の責任が肯定された判例は、概ね結論的には賛成できる。製造物責任法を適用あるいは不法行為の構成を適用しても、欠陥・因果関係の立証責任の緩和などが十分に図られたため、被害者救済に資するものとなっている。また、事実認定においても、細かい事実の積み重ねと詳細な検討が加えられており、当事者の公平に沿うものとなっている。

一方問題があるのは、製造業者の責任が否定された判例にある。確かに肯定された判例には、推定に推定を重ねて法的安定性の見地からは危惧される面もあるが、被害者と製造業者等を公平の観点から考慮すると被害者救済に資する面も見逃せなかった。

しかしながら、製造業者が一方的に証拠となる情報を管理・保管する状況においては、もはや当事者の立証責任は公平の観点から考慮して対等ではなく、被害者の立証責任をより一層緩和することが求められる。特に裁判所は事実認定において、より一層製造業者等に原因解明義務を転換し、当事者の立証責任を実質的平等に近づける配慮をすべきである。このことは、特に事実の認定に当たり科学論争に陥りやすい自動車事故等に強く求められるものである。

ただ、被害者が敗訴している判例においても製造物責任法の考え方、また、これまで積み重ねられてきた判例の考え方が全面的に採用されていることから、裁判所の法的構成においては製造物責任が完全に定着したことがいえ、この点は十分評価できると考える。また、一部には製造業者等の証拠資料をかなり一方的に取り入れて疑問に感じる認定を下している判例⁹⁶も見受けられるが、概ね大部分の判例はその判断に際してより一層詳細な検討を加えようとする姿勢が強く窺えることは、裁判所の姿勢として当然であるとはいえ称賛できる態度である。今後においてもこうした裁判所の姿勢を切に望むものである。

(96) 上述したチェッカーモーターズ・ガレーヂ伊太利屋事件（東京地判平一〇年七月八日刊行物未掲載）と帯広冷蔵庫火災事件（札幌高判平一一年三月二六日刊行物未掲載）がこれに当たる。

第六章 残された課題

この第六章では、これまで検討してきた製造物責任に関して、現在においてもなお問題として残されている事柄に注目して検討していく。この章では、まず最初に製造物責任法の立法上の問題点を指摘し、次に今後大きな問題にな

ると予想される事柄を指摘する。

Ⅰ、製造物責任法の問題点

製造物責任法の立法上の問題点としては、主に三つ挙げることができる。

一つには、被害者の中に事業者が含まれることにより事業者の事業損害まで損害賠償の範囲に含まれることになってしまったことである。これに対しては、川口康裕氏が①「製造物責任を導入する根拠に照らして考えると、製品事故の被害者が事業者であった場合又は被害の対象が事業用財産であった場合にも、現行の不法行為に基づく損害賠償の場合と異なった取り扱いをすべき合理的根拠は見出し難い」こと、②「被害に對象が事業用財産かどうかは、被害者側の事情であって、不法行為責任について賠償義務者の責任が被害者の主観的事情によって左右されるのは、法理論上合理的でない」ことを理由として、相当因果関係による範囲内で事業者に生じた損害又は事業用財産に生じた損害も賠償の対象になるとしている。

しかしながらこの考え方には強い疑問と不満が残る。まず、製造物責任が主張された原点到鑑みると、そこには大量生産・大量消費社会の到来によりそれまでの製造業者と被害者との間の立場の互換性が喪失したこと、科学技術の発展に伴い被害者が正常な判断を下すのが困難になったこと等により著しく不利な立場に追い込まれた被害者を救済する必要があり、まさにこれこそが過失責任から無過失責任へと要件を変更する理由であった。つまりここでの本来的な目的は、社会の発展により社会的弱者となった消費者（被害者を含む）を特別に保護するものであって、決して一般的に社会的弱者でない事業者を保護するものではなかったはずである。だとすれば、製造物についての十分な科学技術の理解等をもつ事業者を保護する必要はないと考える。

そしてさらに問題なのは、日本の製造物責任法の損害賠償額には民法典の規定が適用されることから、解釈上相当因果関係により事業用財産だけでなく営業損害も含むことになるということである。これは、諸外国の立法が欠陥製造物の損害を死亡又は身体障害あるいは個人的な消費に限定したり、また、その被害金額に一定の制限を設ける等の損害の範囲の絞り込みを行っていることと比較すると、現状では日本の製造物責任法だけが相当に広い範囲の損害まで保護が及んでしまうことになる。これは国際競争の中で特に日本へ不利に働く懸念が起こるし、また、国際的な制度との調和という観点からは随分と特異なものとなってしまう。実際、製造物責任法要綱試案とE.C理事會指令が保護する範囲に事業者は含まれておらず、わずかにオーストラリアが事業用財産に対する損害の賠償を認めてはいるが、ここでも営業損害までは損害に含まれていない。加藤雅信氏が、「製品の安全性についての識別能力をもつ大企業の営業損害の賠償まで無過失化の枠組に取り入れようとすることは、製造物責任無過失化の原点として考えられていたこと⁹⁸から大きく離れ、製造物責任法の性格を變ずる結果となるのは、世界各国の立法と対比すれば明らかであろう」と指摘していることは、まさに的を射たものである。

また、被害者の主観的な判断で被害の範囲が左右される可能性を理由として、川口康裕氏が法理論上問題があると指摘していることに関しては、同氏の最初のアプローチが根本的に誤っていることからこうした判断を下していると考えられ、さらにこれを理由として合理的でないとするのは筋違いであると考ええる。つまり、欠陥製品事故に関する特別法を制定することで消費者と事業者を特に区別して保護する合理的理由は、上述したとおり一方的に社会的弱者となった消費者をそのままにして置くことが社会通念上から見て妥当でないからであり、そのためわざわざ無過失責任を規定するこの法律が制定されたのである。そうすると同氏が単に不法行為との整合性を指摘して法理論上問題があるとするのは、表面的なことのみを考慮した結果であって、そこには本来の重要な前提を考慮する姿勢が欠落して

おり説得力に欠けるものである。また、被害者の主観で被害の範囲が左右されるとの問題が発生する可能性は、実際には皆無に等しいと考える。それは、被害の認定に当たって被害発生事情（場所・時間・原因等）、被害者の事情（社会的立場・行動・環境）を考慮すれば、ある程度客観的に判断することが可能であると考えるからである。

以上のことに鑑みれば、事業者の損害を保護の範囲内を含むという考え方は日本特有のものであり、しかも立法上大きな欠陥を含んだものであると断定できる。これを改善するには、製造物責任法にEC理事会指令第九条の規定を追加する等何らかの法整備をして損害の範囲を絞ることが必要である。また、加藤雅信氏の立法提案^⑧を導入するのも一つの選択肢であろう。

二つには、製造物に不動産を含まないとしたために、不動産の所有者が従来通りの負担に耐え続けなくてはならなくなることである。これに対しては、「不動産については、契約責任による救済がなじむこと、第三者に対する被害については土地工作物責任による救済手段が用意されていること、耐用年数が長く、その間の劣化や維持・補修を十分に考慮する必要があること、EC諸国でも不動産は製造物責任の対象外であり、国際的な制度との調和が必要なこと」^⑩を挙げて不動産を製造物に含まないとしている。これはある意味では妥当な意見ではあるが、製造物責任の判例を分析すると妥当ではない。

それは欠陥不動産を巡る訴訟が多いことや、第三者に対する損害について土地工作物責任により消費者が責任を負うとするのが妥当でない場合があるからである。特に、後者の方は非常に大きな問題を抱えている。それは、土地工作物責任が所有者に無過失責任を負わせていることから、被害者は責任追及のしやすさを理由として所有者に賠償を求めることが多く、それにより場合によっては建設業者や造成業者に負担させる方が望ましいにもかかわらず所有者たる消費者に損害賠償を請求し消費者がその負担に耐えなければならないことがあるからである。

例えば、消費者が購入して住んでいた土地、建物に重大な欠陥があって他人に損害を与えてしまった場合には、消費者は民法典上の所有者として被害者に対し無過失の責任を負い、また、建設業者・造成業者に過失がないならば求償が認められないこととなる。社会的背景の変化により著しく不利になった消費者を保護し、かつ健全な国民経済の発展に進むとする製造物責任法の目的からすれば、これは妥当ではなく改善すべきであることは疑いようのないものである。これについて安井信久氏が「一般消費者に、占有者ないし所有者としての危険責任を課すことで、製造者としての造成事業者らの責任が不問に付される紛争解決方式は、一般人の法感情からすれば違和感の残るところといえよう。この意味では、不動産を製造物責任の対象から除外するという考え方は、説得力をもつものとはいえない。むしろ、民法七一条が存在することによって、不動産の場合、製造者に対する無過失責任の追求の必要性は、通常の商品以上に強いともいえるであろう。」と述べていることは当然の指摘であろう。

以上のことに鑑みて、この問題を解決するに当たって必要とされることは、民法第七一条が被害者保護を目的として所有者に重い責任を課していることを尊重する前提に立ち、そこから消費者の不動産に限定して不動産を製造物に含めて製造物責任法で消費者を保護するか、あるいは不動産という特殊性に着目して別の特別法で消費者を保護するなりして、消費者の負担を何らかの形で軽減するように法的構成を持つていくことである。但し、前者の提案に関しては諸外国で不動産を製造物に含めていないことから生じる法的な国際的整合性の欠如、あるいは消費者の不動産だけを製造物に含める合理的根拠の有無等の問題が生じる。また、後者に関しては、不動産という特殊性が特別法を制定する合理的根拠となり得るかも問題となる。これに対しては、製造物責任が消費者保護を目的に含んでいること、国民経済の健全な発達には社会的弱者の保護の必要性があること、不動産の訴訟に対してこれまで有効な解決策が打たれていないこと、事業者の損害を賠償の範囲に含めることと異なり、これを実現しても事業者・消費者にとって一

方的に不利な状況におかれることはない等がこの問題に対する反証となり得るであろう。そうすると、被害者の保護をどう考慮するかでこの問題の解決策が異なってくる。

そうしたことを前提としてここで採るべき方法としては、被害者の保護を考慮した上で特別法制定による問題の解決が最善の方法であると考える。特別法では、自動車損害賠償保障法を参考として、不動産の所有者に強制的な保険の加入義務を課し、それによって国民経済全体で被害者・消費者を保護していくことが望ましい。こうすれば、特別法であるが故に製造物責任法上の問題は解決され得るし、また被害者の保護も十分に確保され得ると考えられる。

三つには、自動車損害賠償保障法三条（以下自賠法三条とする。）によって運行供用者が製造業者等の製造物責任を肩代わりさせられているという現実が挙げられる。これは、自賠法が自動車事故の被害者保護を目的の一つに含むことにより、運行供用者に対して自賠法三条但書の免責事由の証明を条件として免責を認めるという一種の不法行為の立証責任の転換を図るかなり重い責任を課したことに端を発し、これによって自動車事故の被害者は、自らが立証責任を負担する自動車の製造業者ではなく、自らが立証責任を負担する必要のない自動車の運行供用者に責任を追及することが多くなり、こうした状況は結果的に欠陥自動車を製造した製造業者等の責任を不問に付すこととなった。現実には、自動車の運行供用者が免責されるには自賠法三条但書の三つの事柄を証明する必要があるが、特にそのうち「自動車に構造上の欠陥又は機能上の障害がなかったこと」を証明するのは自動車が高度の科学技術と構造を持つが故に実質上は不可能に近い。また、自動車の構造上の欠陥又は機能上の障害に関して、判例が「保有者が日常の整備に相当の注意を払うことよって発見されることが期待されたか否かとはかかわりなく、およそ現在の工学技術の水準上不可避のものでない限りは、その欠陥ないし障害を云々しうるものと解すべき」と判示して、運行供用者等に對し過失の無い自動車の原始的な欠陥に関しても無過失な責任を負わせる姿勢を示した。これにより、運行供用者は自

己の免責はもちろん自動車の製造業者に対する賠償を求めらうえにおいても、自動車の高度な科学技術等に阻まれて実質上は泣き寝入りする結果となった。

こうした現実を鑑みると、製造業者の責任を追求するには上述のとおり高度の科学技術等を要することから、自動車事故の被害者救済の観点に立てば自賠法三条による被害者救済は非常に効果のあるものである。しかし、運行供用者にとっては、過失の無い製造業者等の責任負担まで肩代わりさせられるのは、法理論的にもあるいは道徳的にも許され得るものではない。また、運行供用者が自動車事故の被害者との訴訟においては当該自動車の構造上の欠陥又は機能上の障害が無かったこと等の免責事由を主張しておきながら、製造業者との訴訟においては当該自動車に欠陥があったことを証明して責任を追求する姿勢は、訴訟法上も問題がある。

こうして考えると、運行供用者が立証責任において著しく不利な立場に置かれていることと、製造業者が自賠法の背後に隠れて責任追求を免れてきたことに問題があると言え、このことから運行供用者と製造業者の関係を何らかの形で改善する必要がある。

そこでこれを改善するには、自賠法三条但書を削除して自賠法上は自動車の運行供用者の免責を認めないこととし、その代わりに民法典の不法行為により運行供用者と製造業者は原則として共同不法行為者としての不真正連帯債務を負うとし、さらにその場合でも運行供用者に故意又は過失が無かった場合には共同不法行為は成立せず、よって運行供用者は免責されると解することも一つの方法である。すなわち、自賠法三条但書の中の二つの免責事由、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったことを証明した場合には例外的に運行供用者の責任を免責し、この場合には共同不法行為が成立しないと解する。そして、自賠法三条但書の自動車の構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことの証明は、運行供用者の過失を判断する要素

として捉え、製造業者がこれを証明することができた場合には運行供用者の過失要件が証明されたと解する。こう解することで、現状において問題となっている運行供用者の過重な責任と製造業者の責任追求から免れてきた状況を改善することができ、もって両当事者の不公平を是正することが期待できると考える。

なお、自賠法の問題に関しては田島純蔵氏も指摘しており、¹⁰³現在においても重大な問題として残されたままであり早急な改善が求められる。

- (97) 川口康裕「製造物責任法の成立について」ジュリスト一〇五一号四五頁（一九九四年）。
- (98) 加藤雅信「製造物責任法総覧」加藤雅信編著一八頁（一九九四年、商事法務研究会）。
- (99) 加藤雅信「製造物責任法総覧」加藤雅信編著四〇頁（一九九四年、商事法務研究会）。
- (100) 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編「逐条解説 製造物責任法」五九頁（一九九四年、商事法務研究会）。
- (101) 安井信久「製造物責任法総覧」加藤雅信編著八四一頁（一九九四年、商事法務研究会）。
- (102) 東京地判昭四二年九月二七日判時五〇二号二二頁。
- (103) 田島純蔵「自動車事故と製造物責任との交錯」判タ九四三号一六二頁。

II、将来の課題

ここでは、近い将来に製造物責任を巡り問題となる可能性が高いと考える遺伝子組み換え食品とタバコ問題に注目して検討していく。

まず、遺伝子組み換え食品に関しては、それが遺伝子を組み換えることによりそもそも自然界に存在しないものを作り出すところに特徴がある。これにより、生産者は収穫量の増加・育成期間の短縮・害虫の駆除・環境への順応等

のメリットを、一方消費者も食品の安定供給等のメリットをそれぞれ受けられるが、反面安全性には常に不安が付きまとう。¹⁰⁾

ここで、この食品に欠陥があつて多くの人が被害を受けたと仮定すると、その法的処理の問題が明らかとなる。それは、製造物責任法において「製造物」とされているのは製造又は加工された動産であり、この中には農水畜産物は該当しないと解されているからである。つまり、ここでの「製造物」の判断では農水畜産物が動産であることには争いが無いことから、要するに製造物の範囲の判断基準である「製造又は加工」の判断に問題がある。こうした現状で事故が発生した場合には、被害者は泣き寝入りするか、あるいは不法行為で訴えるか、直接の契約関係のあるものを訴える等して損害を求めざるを得ない。

しかし、現代の農業を考察してみると、これは明らかに妥当ではないと考える。それは、現代の農業が自然の力を利用して行う以上に温室栽培・化学肥料の使用・人工授精等の最先端の技術を駆使して行われているからである。これは、ある意味では工業的手法で製造された製造物と何ら変わらないと言ふことも可能である。また、こういう状況では何が製造で、何が加工かの合理的区別はかなり困難である。そう考えると、むしろすべての農水畜産物を「製造物」と解して法的範囲に含むと解すべきであろう。こう解することで製造・加工の合理的区別の矛盾は解決することが期待される。但し、現実問題として農水畜産物の生産を行っている農家は小規模な場合が多く、この場合にそれらに対して製造物責任を負わずことは公平の観点からも十分な検討・配慮を要することも併せて考える必要がある。

以上のことに鑑みると、少なくとも遺伝子組み換え食品に関しては「製造物」に含むと解すべきであると考ええる。それは、食品の遺伝子を組み換える作業によって誕生したものがもはや工業製品と何ら異ならないこと、この作業が十分製造又は加工と見なすことができること、さらにこういう食品を研究・開発しているのが一般的には生産してい

る農家ではなく事業者であることから賠償資力・注意義務等の問題がないこと等を窺うことができるからである。

しかし、ここでの私の最大の懸念事項は上述の法的観点よりも遺伝子組み換え食品の安全性にある。科学技術の進歩により多くのことが解明されてきたことは事実ではあるが、そうだからといってすべてが解明された訳ではない。むしろ我々が安全と評価したものでさえも思わぬ危険が隠されていることをもって意識するべきであると考ええる。そして上述した法的な問題が実際に起こらないことを切に望みたい。

次に、タバコ問題に関しては、近年アメリカ合衆国でかなり大規模な訴訟が争われた。⁽⁶⁵⁾ 日本においてもタバコは嗜好品として取り入れられ、愛煙家には欠かせないものとなっている。こうした現状に鑑みると、「喫煙者の利益」と「非喫煙者の利益」との利益衡量をどう判断するか、また非喫煙者の被害をどう法的に解決するか、あるいは喫煙者の被害は「危険への接近の法理」で片付けてよいか等が問題として浮上してくる。

「喫煙者の利益」と「非喫煙者の利益」との利益衡量に関しては、日本においても嫌煙権として争われてきた。⁽⁶⁶⁾ 判決ではすべて請求が棄却されており、非喫煙者にとっては厳しい内容となっている。しかし、以後分煙・禁煙が進み定着したことを考慮すると、当初の嫌煙権の問題は残っていないように考える。今後は、分煙・禁煙の場所・時間・広さ等の問題を考えていくべきであろう。そして、これからも喫煙者のタバコを喫煙する権利を喫煙可能な場所で確保することで保証し、それによって非喫煙者のタバコの煙を吸わない自由を確保していくのが良いと考える。

非喫煙者の被害の救済に関しては、製造物責任の問題点がそのまま障害となる。特に欠陥自動車事故と同様に、タバコの欠陥・因果関係の立証等においてタバコの知識・情報がJT（日本たばこ産業・製造業者）へ偏在していることから、これが最大の課題となるであろう。これに対しては、上述したとおりの法的対策あるいは原因究明機関の拡充等の事実認定を巡る対策によるほかないと考える。

喫煙者の被害に関しては、喫煙者がタバコの健康への被害を正確に認識したうえで喫煙したこと、いわゆる「危険への接近の法理」が問題になると考えられる。現状において、J T（製造業者）がタバコの健康への有害性を正確に認識しながらこれを伝達せず、喫煙者に対してはC M等でタバコのイメージのみを伝達する姿勢には強い疑問が生じる。この場合に、喫煙者にタバコの有害性を強く警告したうえでそれでもなお喫煙者が喫煙をするのであれば、「危険への接近の法理」が成立する余地はあると考えられる。但し現状において、健康のため吸い過ぎに注意する旨の表示のみではとてもタバコの有害性を強く警告をしているとは言えないように考える。仮に、これが警告表示であると解したとしても、喫煙者にとってはその内容があまりに抽象的すぎ、何にどう注意すればよいか読み取ることができないことから、警告表示としては不十分であると断定できる。

また、タバコの根本的な問題としてタバコをどう社会的に位置付けるかが重要である。上述した三つの問題は、タバコが現状の日本社会に受け入れられていることを前提に進めてきた。しかし、この前提はアメリカ合衆国においてはもはや通用していない。タバコが受け入れられている前提において喫煙者の権利を保護することは重要であるが、しかしその権利を保護したため第三者（喫煙者を含む）の健康等を害した場合にはどう対処するべきであろうか。また、J T（製造業者）が喫煙者に対して強い警告をするのに矛盾が生じるのではないか。つまり、これはJ Tがアメリカ合衆国と異なり日本で唯一合法的にタバコを製造することを許された事業者であり且つ政府の強い影響力を受けていることから、これが有害性をもつタバコを合法的に製造したものに強い警告を付すことに自己矛盾があるということである。これらの前提は、社会的に深刻な被害が発生するまで維持され、場合によっては被害発生を契機としてタバコの有害性が見直されタバコを受け入れなくなる可能性もある。これらは結局、タバコに関する利益衡量をどう社会的に判断するかで前提が変化し、そう解するとアメリカ合衆国と同様この前提は日本においていつまでも不変で

はないと考えられる。

以上指摘したことに鑑みれば、タバコ問題が今後日本においても生じてくることが考えられ、JT（製造業者）と政府による法的対策が早急に行われる必要があるといえる。

また、二一世紀は現在以上に高度情報化社会が進むことが予想されるので、製造物による事故だけでなくそれに付随した情報による事故にも注意を払う必要性がある。さらに、製造物責任法において「製造物」に組み入れられなかったサービス、その中でも特に情報サービスに関する社会的比重が著しく高まることになれば法的な運用上大きな支障をきたす事態も予期され、この場合にはサービスを「製造物」に含むと解するか、あるいはサービスを対象とする特別法を制定する等の法的措置が必要となるであろう。

(104) 参考までに一九九九年一二月現在、国内で認められている遺伝子組み換え作物は大豆・トウモロコシ・トマト・ナタネ・綿の実・バレイショの六種類である。このうちトマト以外が国内で流通している。これらの一部については、二〇〇一年四月から遺伝子の組み換えの事実を表示することが法律上義務づけられる。

(105) これは州政府と大手タバコ会社四社との間で争われ、一九九七年六月に「包括的和解」（タバコ会社が州政府に対し今後二五年にわたって総額三六八億ドルを支払う等）が成立した。その後この和解は事情により実現していない。一九九八年一月には、州の司法長官の起こした医療費求償訴訟で和解（タバコ会社が州政府に対し総額約二五〇〇億ドルを支払う等）が成立した。アメリカ合衆国のタバコ訴訟に関しては卯辰昇「米国タバコ訴訟の新たな展開」早稲田大学大学院法研論集第八八号五五頁（一九九八年）、棚瀬孝雄「米国タバコ訴訟の展開とタバコ政策」ジュリスト一一四九号六六頁、吉田邦彦「たばこ問題と現代型訴訟」ジュリスト一一四九号七五頁がある。

(106) 東京地判昭六二年三月二七日判時一二二六号三三頁、名古屋地判平三年三月二二日判時一二三九四号一五四頁、東京地判平三年四月二三日判時一三八四号一〇八頁、山口地岩国支判平四年七月一六日判時一四二九号三三頁、名古屋地判平一〇年二

終わりに

最後に、ここまで検討してきた製造物責任に関していまだ触れていない問題点と、この論文全体の総括の意味を込めて私見を述べることとする。

第五章で検討した製造物責任訴訟の問題点として、製造業者に偏在する欠陥製造物の高度な科学技術と構造等の知識・情報の格差を指摘した。第五章でも少し触れたが、現在では過失をかなり客観的に捉えることにより実質的には製造業者の過失の有無を問うことなく判断を下しているとはいえず、それでもなお被害者が製造物の欠陥を立証するには製造物に関する知識・情報の不足のため著しい困難を伴う。これを改善するには、被害者の立証責任の大幅な緩和と立証責任を製造業者に転換することともに、最も大事なことは欠陥製品の情報を広く一般に公開することである。

これに関連するものとして一九九九年（平成十一年）五月七日に情報公開法が制定されたことは、少なくともよい方向に動くことを期待させるものであると考える。

この情報公開法は、事業者の情報を不開示情報としているが、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報を除く」と規定し、事業者情報の不開示に制限を加えている。欠陥製品事故の被害者がかなり広範囲にまで及ぶ現状に鑑みれば、事故の情報は当然広く一般に公開すべき情報であり、これはまさに情報公開法で言う「公にすることが必要と認められる情報」に該当する。

本法が積極的に運用されることで、第五章で問題となった欠陥・因果関係の立証責任の負担に関しては、かなりの改善が期待され得る。それは、多くの場合製造物責任訴訟で争点となるのは、欠陥製造物から損害を受けたのか、あるいはその場合でも被害者が当該製造物を合理的範囲内において利用していたかの立証が問題となるからである。この場合に、本法が積極的に運用されていけば製造業者・当該製造物の事故状況の統計データ（事故発生の際、同種の事件の報告例、他の製造業者の類似例等）が明らかとなることから事故の原因究明が一層進み、現在のような製造業者等への知識・情報の偏在あるいは被害者と製造業者等との不公平な状況は相当程度改善され、被害者敗訴の判例にも変化が現れることが期待される。

また、事故状況を広く一般に開示することは、結果的に事故防止につながる。つまり、製造物の安全性確保のためには当該製造物の製造業者のみの情報だけでなく、広く同業種あるいは異業種の情報を収集することにより現実には発生した事故情報を検討し、そのことにより製造物の安全対策に万全を図り事故発生を未然に防ぐことが可能となる。こうしたことは、被害者から見れば深刻な被害を被らなくてもすむし、一方製造業者から見れば欠陥製品事故を未然に防ぐことができ、また、安全性を高めることによって事業者としての「イメージ」を確立するのに役立つことから、結果的に両当事者にとってプラスに働くであろう。

次に、ここまでで述べた製造物責任に関する総括として私見を述べていく。

まず、製造物責任を負担する製造業者には、将来にわたって持続可能な経済活動、そして社会に貢献できる経済活動が求められると考える。例えば、薬害エイズ問題を引き起こしたミドリ十字が社会的制裁を受けて存続不可能となったのは記憶に新しい。また、現在問題となっている商工ローン業者は、製造業者ではないが一事業者として見ればこの経済活動に該当しない。私は、商工ローン業者が多額の利益を得ていること自体はさほど問題ではないと考える。

多額の利益を得ること自体は、それによって地域産業が発展し、雇用が増え、その地方の財政が潤うことからむしろ望ましい傾向であると考ええる。但し、問題なのは商工・ローン業者の利益の獲得方法である。中小の零細企業から高金利・根保証を使って公序良俗に反する方法で多額の利益を獲得するのは、とても社会に貢献している経済活動とは言えず、また将来にわたって持続可能な経済活動とも言えないであろう。

また、将来において持続可能な経済活動の一環として、製造業者にはPL保険に強制加入することを強く主張する。PL保険にはモラル・ハザードの問題が付きまとうけれども、それでも如何に注意をしていたとしても絶対事故が起らないとは限らないことに鑑みるとこれは是非必要である。そこで広く製造業者全体、あるいは自動車損害賠償保障法のように政府も含めた社会全体で被害者の保護と健全な国民経済の発展を目指していくべきであると考える。仮にPL保険に加入する資力が無いならば、それは競争社会に参入する資格すらない製造業者として捉え、事業活動を禁止すべきである。恩情でこれを緩和し参入を認めることは、ひいては健全な消費者を窮地に陥れることにもなるので、ここは断固とした姿勢を採るべきである。PL保険に関しては、最近アメリカ合衆国の保険会社が銃企業の製造物責任保険の引受けを拒否する動きが現れた。¹⁰⁷この現象と上述のことからも、PL保険に加入することができない事業者は、社会的に存続してはいけな¹⁰⁸いとの結論を導くことができるであろう。

さらに、製造業者は社会に対して誠実な態度を採るべきであると考ええる。製造業者が事故を隠蔽することや上述のマクドナルド事件で被害者が抗議したことに対して製造業者がそれを暴力団員等の悪質なクレームと主張したり、因果関係がないとの一点張りである等は、事業者としての真摯な態度を欠いたものとして厳しく社会的に糾弾されるべきである。そして、製造業者は訴訟に敗訴することを恐れるのではなく、社会的信用を失うことを恐れるべきである。製造物事故を起こさないにこしたことは無いが、事業者にも誤りはあるであろう。そういった場合には事実を隠蔽す

るのではなく、むしろ自らが積極的に原因究明をすることにより製造業者としてのモラルを発揮すべきではないか。その結果、自己に過失があった場合には速やかに被害者に対して謝罪をし、そして同時にその被害に対する賠償金を支払うことによって、少しでも被害者救済に協力すべきであろう。

また、製造物責任法を十分に活用するためには、原因究明機関・紛争解決機関のなお一層の利用が求められる。製造物責任法に関しては上述のとおりいくつかの課題を抱えてはいるが、法理論的にはすばらしいものがある。だからこそできるだけこの法律を活用していくべきだと考える。この法律の問題点は、被害者の欠陥・因果関係の立証責任にあることは再三再四述べてきた。これを法理論的に解決するのは限界に近づいて来ていると認識できることから、「事実上の推定」を使うことなく詳細に事実を積み重ねそして認定する元来の法的処理に回帰することを模索すべきである。そう考えると、法理論に入る前段階、つまり事実認定の段階の改善が求められ、これを達成するためには原因究明機関のより一層の利用、そして充実が必要とされる。これは、法的安定性の観点からも非常に望ましいことであらう。

以上のことを踏まえた上で、欠陥製品事故では消費者・事業者・政府の三者が一体となって、それぞれ積極的に情報公開、原因究明に取り組み、もって消費者の保護とそれによる社会の健全な発展に寄与していくことも期待されると考える。

最後に、長い間懸案であった製造物責任法が制定されたことにより、一応欠陥製造物に関する問題は解決されたかに見える。確かに、本法の制定は第四章で指摘したとおり、被害者を含む消費者の保護の促進・製造業者の意識の変化・過失判断に際して生じる法的なアンバランスの是正等意義のあるところもある。しかしながら本法の制定は、責任要件を製造業者の主観的な要素である「過失」から製造物の客観的な要素である「欠陥」へと変化してはいるが、

これは第三・五章で検討したとおり判例・学説が「過失」を客観的に捉えることによって実質的内容では無過失責任となっている現状においては、さほど法的効果は無いと考える。但し、本法の制定が一種のアナウンス効果を生み出し、欠陥製品事故に対して何らかの警鐘を鳴らしたことは大いに評価すべきである。しかし、それでもなお第五章、そしてこの第六章で検討してきたとおり、相変わらず課題として残されたものや、近い将来において問題となると予想される事柄に対しては何ら対策がなされていないのが現状であり、ここに私の最大の関心と強い懸念が存在する。これらの問題は、今後の更なる判例の積み重ねと学説の発展、さらには原因究明機関・情報公開等の製造物責任法を取り巻く状況の発展に期待するほかないが、できるだけ早く現実問題として表面化する前に上述した私案等何らかの法的整備を施すことを強く望み、これらのことをもってこの論文の総括としたい。

(107) 中日新聞一九九九年一月二十七日夕刊二頁。

(108) 名古屋地判平一一年六月三〇日判時一六八二号一〇六頁では、被告(マクドナルド)が準備書面上で主張した暴力団員等の悪質なクレームがあったとの事実は、結局根拠がないものであった。

